

2022（令和4）年度

名古屋市子どもの権利相談室 「なごもっか」

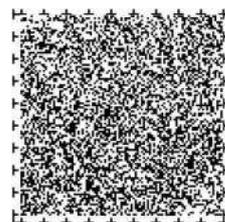
活動報告書



マスコットキャラクター「なごもん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2023（令和5）年6月



この活動報告書は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という。）第 19 条に基づき、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という。）の 2022（令和 4）年度の活動について報告するものです。

はじめに

名古屋市子どもの権利擁護委員は、擁護委員条例に基づき、子どもの権利を守るために独立性が担保された第三者機関です。名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」（以下、「なごもっか」といいます。）は、2020（令和2）年1月14日に開設し、4年目を迎えました。本報告書は、2022（令和4）年度の「なごもっか」の活動をまとめたものです。2022（令和4）年度の初回相談件数は460件であり、そのうち子どもからの相談が212件でした。初回は大人からだったものの、その後子ども本人と話すことができた件数を含むと244件（約59%）でした。

2022（令和4）年6月にこども家庭庁設置法、こども基本法が成立しました。子どもに関する施策を組織横断的に調整する機関の設置及び子どもの権利に関する包括的な法律を制定することは、従来より国連子どもの権利委員会（CRC：Committee on the Rights of the Child）から勧告されてきました。そのためこれらの制定は、子どもの権利保障の観点からは一定の前進が見られたといえましょう。その一方で、今回の法律では、国レベルにおける子どもコミッショナー等の子どもの権利を監視する独立性のある機関の設置は盛り込まれませんでした。

擁護委員制度は、自治体レベルにおいて子どもオンブズワークを行う、独立性のある公的な第三者機関です。子どもオンブズワークでは、子どもが問題解決の主体となることを位置づけています。「なごもっか」では、子どもが問題解決の主体となり、子ども自身が権利を行使するサポートをします。子どもの声を聴き、その子にとって最も良いことを子どもと一緒に考えます。その過程で、子ども一人一人の権利が保障されるように関係機関との調整を行うこともあります。また、子どもの権利を侵害していると思われる時には、擁護委員による発意を行うこともあります。さらに、調査や調整の結果として改善が必要な場合は、勧告や要請を行うこともあります。擁護委員条例に定められているように擁護委員は、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保することを目的としています。

「なごもっか」には、子どもの権利侵害が疑われる相談や子どもの尊厳を傷つける相談が引き続き寄せられました。なかでも、2022（令和4）年度は、未就学児や障害のある子ども等、声を発信しにくい環境にある子どもやその保護者等からの相談が目立ちました。本報告書では、昨年度までに引き続き「特別支援教育」と合わせ、「児童相談所・一時保護所に関する相談」について記載しました。

2022（令和4）年度「なごもっか」では、子どもの声を幅広く聴くことができるよう次の二点を体制として新しく整えました。一つ目は、相談時間の延長です。「なごもっか」の相談時間は、一番遅い時間帯で木曜日の20時まででしたが、7月から木曜日の相談時間を22時までとしました。部活や塾等に行っており、これまでの相談時

間中には相談することが難しかったと思われる子どもの相談窓口を広げる試みです。これに伴い、子どもの権利擁護調査相談員の定員を従来の10名から15名に増員しました（2023（令和5）年5月末時点で14名体制）。

今一つは、「なごもっか」の運営に関わってもらう子どもを募集しました。チームの名前は、子どもたちの考えた候補から子どもの投票の結果、「てつなぎなごもんず」に決まりました。「てつなぎなごもんず」の活動として、年二回子どもや保護者に向けて発行している「なごもっか通信」の企画において、新しい擁護委員（川口洋誉委員）の紹介記事を12月に作成しました。「なごもっか」では、子どもの権利を具現化していくため、さらなる子ども参画を目指していきます。

擁護委員条例にある目的に沿うよう、擁護委員・調査相談員一同、研鑽を重ね尽力いたします。

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 谷口由希子

目次

はじめに	代表委員 谷口由希子
I 子どもの権利擁護委員制度	……………1
【コラム①】子どもの権利擁護委員制度 ～子どもを置き去りにしないこと～	
II なごや子どもの権利条例	……………12
III 相談・調査・調整等の状況	……………14
IV 相談から見えてきた課題	……………29
V 勧告・要請及び制度改善のための提言等	……………33
【コラム②】子どもの権利擁護委員制度 ～子どもの権利を守る社会をつくること～	
VI 広報・啓発活動	……………37
VII シンポジウム・研修	……………50
VIII 「なごもっか」の紹介 ～ 相談員から子どものみなさんへ ～	……………52
【寄稿】活動状況の公表と擁護委員制度の理解	……………60
IX 資料編	……………62
・「なごもっか」の沿革	
・なごや子どもの権利条例	
・名古屋市子どもの権利擁護委員条例	
・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則	

1 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989（平成元）年、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけでなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明確に示しました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」だけではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在とされています。

国連子どもの権利委員会は、子どもの権利を保障していくために特に大切な4つの一般原則を明らかにしています。差別の禁止（第2条）、子どもの最善の利益の保障（第3条）、生命・生存・発達の権利の保障（第6条）、そして子どもの意見表明権の保障（第12条）です（一般的意見5号）。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」（子どもにとって一番良いこと）は何かを第一に考えることが必要であり、それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはならないものです。子どもは権利の主体であるため、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、国連子どもの権利委員会は、子どもの権利擁護機関（オンブズパーソン、子どもの権利擁護委員などといいます）を作ることが必要だと指摘をしています（一般的意見2号）。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています（2019（平成31）年3月5日 日本第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見パラグラフ12）。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、行政から独立した立場で、子どもの権利が守られているか監視する役割を果たすために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行うとともに、申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成 11）年に設置された兵庫県の「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した 1994（平成 6）年は、西尾市立中学 2 年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成 11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成 14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では 2004（平成 16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成 20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。2022（令和 4）年 10 月末現在、名古屋市も含め全国で 44 の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているとされています。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、44 の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に 1 度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

3 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、擁護委員条例に基づき、擁護委員を設置し、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

(1) 設置までの経緯

① 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008（平成20）年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、2016（平成28）年に施行されました。

これらのことを背景として、2018（平成30）年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下本項では「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下本項では「部会」という。）を設置し、検討を行うこととなりました。

② 部会

部会では、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について議論が行われ、意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』についてとして、2018（平成30）年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎ 『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について』の概要

区 分	内 容
基本的な考え方	○ 子どもの権利擁護に係る委員（以下「権利擁護委員」という。）は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組織・体制等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機 能	権利擁護委員の職務及び責務 ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。 相談、申立て調査及び勧告等 ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。

③ 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、2018（平成30）年12月から2019（平成31）年1月にかけて市民の皆さんのご意見を募集（意見提出者数：24人）し、制度構築に反映しました。

④ 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（案）」を2019（平成31）年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、2020（令和2）年1月14日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

(2) 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

① 条例における特徴

ア 子どもの権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます（なごや子どもの権利条例第19条の2）。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も擁護委員の責務とされ、救済だけでなく予防の観点も重視しています。

○ 第1条（設置）

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を置く。」

○ 第3条（所掌事務）第4号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第9条（委員の責務）第1項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

イ 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が擁護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

- 第 4 条 (所掌事務) 第 2 項
「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」
- 第 10 条 (市の機関の責務)
「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」
- 第 11 条 (全ての者の責務) 第 1 項
「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」
- 第 12 条 (相談及び申立て) 第 1 項
「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」
- 第 15 条 (勧告又は要請) 第 3 項
「勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」
- 第 16 条 (報告) 第 1 項
「委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」
- 第 17 条 (再調査等及び再勧告等) 第 1 項～第 3 項
「委員は、前条第 2 項又は第 4 項 (第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整 (以下「再調査等」という。) を行うことができる。
「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告 (以下「再勧告」という。) をすることができる。
「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請 (以下「再要請」という。) をすることができる。」
- 第 18 条 (公表) 第 2 項
「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

② 独立性を担保するための仕組み

擁護委員の独立性については、①に掲げたとおり、擁護委員条例第 4 条第 2 項や第 10 条において規定されているところです。

一方、擁護委員条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を2020（令和2）年4月より配置することとなり、参与は、半田勝久氏（日本体育大学准教授、小金井市子どもオンブズパーソンほか）が務めています。

4 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

(1) 体制

① 子どもの権利擁護委員（5名）

※2023（令和5）年5月31日時点

氏名	所属等
谷口 由希子（代表委員）	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授（社会福祉学）
吉住 隆弘（代表委員代理）	中京大学心理学部 教授（臨床心理学）
粕田 陽子	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員
間宮 静香	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長
川口 洋誉 （2022（令和4）年10月～）	愛知工業大学基礎教育センター 准教授（教育学）
藤井 啓之 （～2022（令和4）年9月）	日本福祉大学教育・心理学部 教授

② 子どもの権利擁護調査相談員（14名）※2023（令和5）年5月31日時点

擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としています。

③ 子どもの権利擁護機関参与

擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員と事務局のいずれからも独立した立場から、擁護委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督、事務局の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏名	所属等
半田 勝久	日本体育大学体育学部 准教授 (教育学)

④ 子どもの権利擁護機関専門調査員 (6名) ※2023 (令和5) 年5月31日時点
 擁護委員の指示のもと、関係法規や制度、社会環境等について専門的な視点から情報収集や分析等の作業を行うため、2022 (令和4) 年度から新たに非常勤特別職の「専門調査員」を配置しています。主に研究者や弁護士が担っています。

⑤ 子どもの権利擁護機関事務局 (3名)
 子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。
 相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

(2) 相談

① 相談受付方法

「なごもっか」における相談では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としています。

●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994 はなし きくよ
 大人用電話番号 052-211-8640
 ※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAX 052-211-8072

●面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル6階

② 相談できる曜日と時間 ※2023 (令和5) 年5月31日時点

月曜、火曜、金曜日 午前11時から午後7時 (受付は午後6時30分まで)

木曜日 午前11時から午後10時 (受付は午後9時30分まで)

土曜日 午前11時から午後5時 (受付は午後4時30分まで)

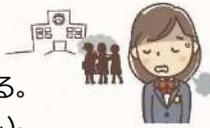
※祝日、年末年始 (12月29日から1月3日) を除きます。

③ 相談を受けてからの流れ

例えば、こんなとき

学校で

- ・友達が嫌がらせする。
- ・先生に相談しにくい。
- ・部活の指導が厳しい。体罰された。



家で

- ・家にいたくない。
- ・自分の時間がない。
- ・きょうだいや家族の面倒をみないといけない。



他にも

- ・人に言えないイヤなことがある。
- ・このルールおかしくない？
- ・みんなと違うのはダメなの？ など

相談

お話を聴きます。
相談にお金はかかりません。



電話で



ファックスで



会って



手紙で



秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
なごもっか以外の人
(親・学校・その他) には
相談内容を伝えません。

あなたの気持ちを一番に一緒に考えます



- ・どうしたいかな
- ・どんなことができるかな

調査・調整

- ・子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・子どもの権利擁護委員があなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関
に対して対応や制度の改善を求めるこ
ともできます。

解決・権利の回復

あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。

- ・安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など



(3) 「なごもっか」における子どもの参画

「なごもっか」では、運営や広報活動に関して子どもの参加する権利を保障するため、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームを創設することとしました。市内在住又は在勤、在学の18歳未満の方を対象に、2022（令和4）年7月に募集したところ、78名の方から応募があり、2023（令和5）年4月1日時点では79名が登録しています。

登録してくれた子どもたちからチームの正式名称を募集し、投票してもらった結果、「てつなぎなごもんず」に名称が決まりました。

「てつなぎなごもんず」の最初の活動として、10月から新たに擁護委員となった川口委員へのインタビューを行い、機関紙第8号に掲載するインタビュー記事を12月に作成しました。インタビュアー、カメラマン、ライターという役割の中から、自分がやってみたい職種を経験したり、自分たちで考えた川口委員に聞いてみたい質問を聞いたりしました。



「てつなぎなごもんず」の登録状況

(2023(令和5)年4月1日現在)

区分	年齢	人数	合計
未就学	5歳	1人	1人
小学生	6歳	1人	58人
	7歳	7人	
	8歳	13人	
	9歳	11人	
	10歳	12人	
	11歳	7人	
	12歳	7人	
中学生	13歳	6人	13人
	14歳	4人	
	15歳	3人	
高校生	16歳	4人	7人
	17歳	2人	
	18歳	1人	
合計			79人

コラム① 子どもの権利擁護委員制度

～ 子どもを置き去りにしないこと ～

子どもの権利擁護委員制度は、日本では数が少なく、何をやる機関なのかイメージのわからない方が多いように感じています。そのため、「なごもっか」に日々寄せられるたくさんの相談の中には、子どもの権利擁護委員制度を誤解されているかも、と思うこともあります。保護者を中心とする大人の方からは、子どもの声を中心とする機関であることのイメージを持ちにくかったり、すぐに勧告をする機関だと思われることもあります。

擁護委員条例第 1 条に、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため」擁護委員を置く、とされています。すなわち、私たち擁護委員は、①子どもの権利を守る文化及び社会をつくる、②子どもの最善の利益を確保するためにいると確認できます。

それでは、「子どもの権利を守る文化及び社会」とはどのようなものでしょうか。

なごや子どもの権利条例前文には、

「子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。…子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。…わたしたちは…子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え」とあります。

私たち大人は、子どもを大切に思うがあまり、無意識に子どもたちを「守らなければならない対象」とだけ見てしまうことがあります。しかし、子どもは保護者や教員などの大人とは別の考えをもつ「一人の人間」です。ですから、子どもと大人（保護者）の思い描く解決方法が異なることはよくあります。また、私たちはいじめや教員の不適切対応、不登校などの相談を複数同時並行で関わっていますが、子どもたちは一人一人望むことや実現したい方法・タイミングが違います。考えも感じ方も一人一人違うからこそ、権利侵害の状況から抜け出す方法もそれぞれです。そして、それは保護者を含む大人と子どもでも違うことは当たり前です。

子どもは、保護者のことが大切です。だからこそ、心配してくれ、自分のために頑張ってくれている保護者の前では本当のことが言えないということも稀ではありません。保護者の思いが強いほど、子どもの意見なのか保護者の意見なのか子ども自身もわからなくなることもあります。

保護者と子ども、お互いのことを思い合っているからこそ、子どもの本当の思いから離れていってしまい、解決を遠ざけることも少なくないのです。

しかし、子どもの直面している問題は子どもの問題であり、大人がそれを奪ってはなりません。

そのため、「なごもっか」では、子どもから直接話を聴くことを大切にし、その上で、子どもとともに、子どもにとって一番良い方法を模索します。その際、子どもの権利の観点から、可能であれば保護者と子ども別々に話を聴かせてもらっています。

別々に話を聴く理由は大きくわけて三つあります。一つは、子どもは保護者のことを思うが故に、保護者の前では本当のことを言えない場合もあること。二つ目は、子どもにもプライバシー権があること(なごや子どもの権利条例第5条第4号)。子どものプライバシー権の保障から、子どもから聴いたことは、原則として子ども本人の同意なく保護者を含めた他の大人に伝えることはしません。三つ目は、保護者の思いを子どもの目の前でなく吐き出す場所が必要であること。保護者は、子どもを心配するからこそ、様々な不安や葛藤を抱えています。しかし、それを子どもに聴かせることは、子どもにとって必ずしもよいことではありません。子どもが学校や他の大人に対する不信感を強めてしまう場合もありますし、自分の本当の気持ちを見失ってしまう場合もあります。

電話で面談に誘うと、「うちの子は話せないと思います」と心配される方もいます。しかし、「なごもっか」に来てくれた子どもたちは、保護者が「そんなに話したんですか」「そんなこと考えていたんですね」と驚くほど話をしてくれることも多いです。子どもたちは、大人が考えるよりたくさん力を持っていると、いろいろな相談から学ばされます。もちろん、すぐには話せない子どももいますが、ゲームなど遊びを取り入れたり、面談を重ねながら、「話したい」「この人になら話してもいい」という信頼関係を築くことを大切にしています。

II なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、2008(平成20)年4月に施行しました。その後、2019(平成31)年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、2020(令和2)年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、2020(令和2)年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



1 なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

● 安全に安心して生きる権利

命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど

● 一人一人が尊重される権利

個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど

● のびのびと豊かに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど

● 主体的に参加する権利

意見を表明する機会が尊重されること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

● 共通の責務

市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う

①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

● 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

● 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

● 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

● 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 これからの取組み

(1) なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

2020～2024（令和2～6）年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子ども会議の設置などにより子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

(2) 子どもの社会参画の推進

なごや子どもの権利条例では、子どもの権利のひとつとして「主体的に参加する権利」を掲げており、子どもは意見を表明する機会が与えられていることや、自分たちの意見が尊重されること、そして意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられることが保障されなければならないとしています。

子どもの権利である「主体的に参加する権利」を保障する観点から、子どもの社会参画が推進されるよう、有識者・実践者らを委員とする懇談会を開催するとともに、子どもたちへのヒアリングを実施しながら、2022（令和4年）5月、市職員を対象とした「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」をとりまとめ、市職員による継続的な子どもの社会参画の取組の推進を目指しています。



（市公式ウェブサイト）

<<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-7-6-4-0-0-0-0-0-0-0.html>>

名古屋市では、子どもの社会参画につきまして、引き続き子どもからの意見を募集しています。

（市公式ウェブサイト） <<https://logoform.jp/form/mX9C/62589>>



III 相談・調査・調整等の状況

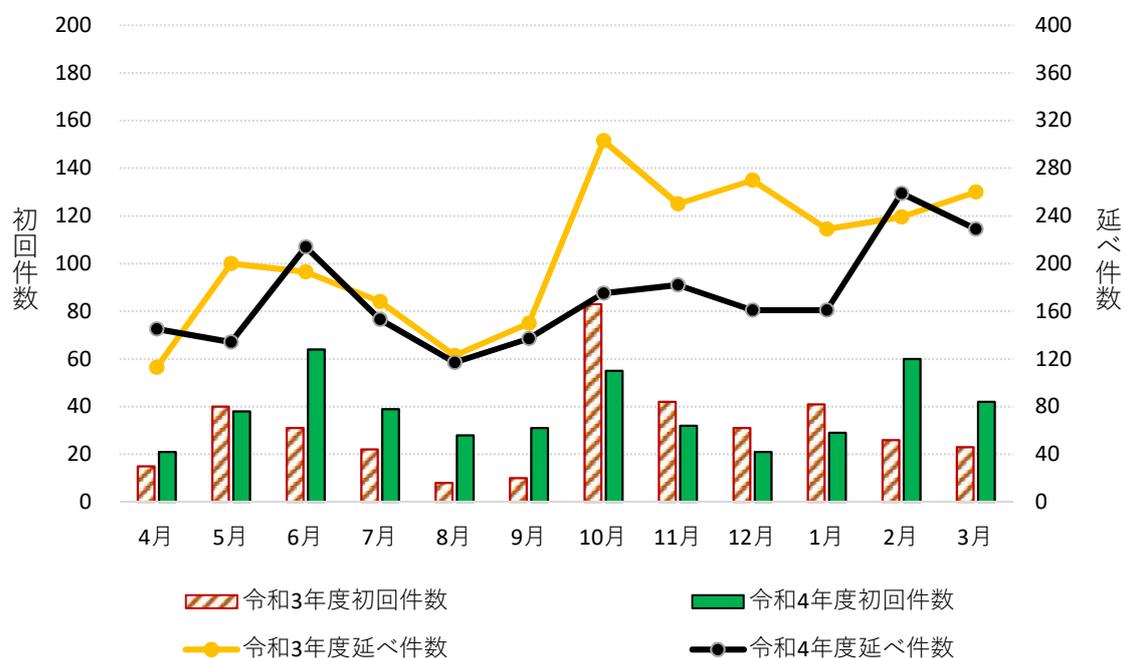
1 相談・調査・調整等活動の状況

2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

- ※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。
- ※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。
- ※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人（子ども）を表します。
- ※4 延べ件数の中には、2021（令和3）年度までに初回相談を受け、引き続き相談が継続しているものを含まれます。

(1) 月別相談件数（初回／延べ）

月別の相談件数を初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談のほか、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。



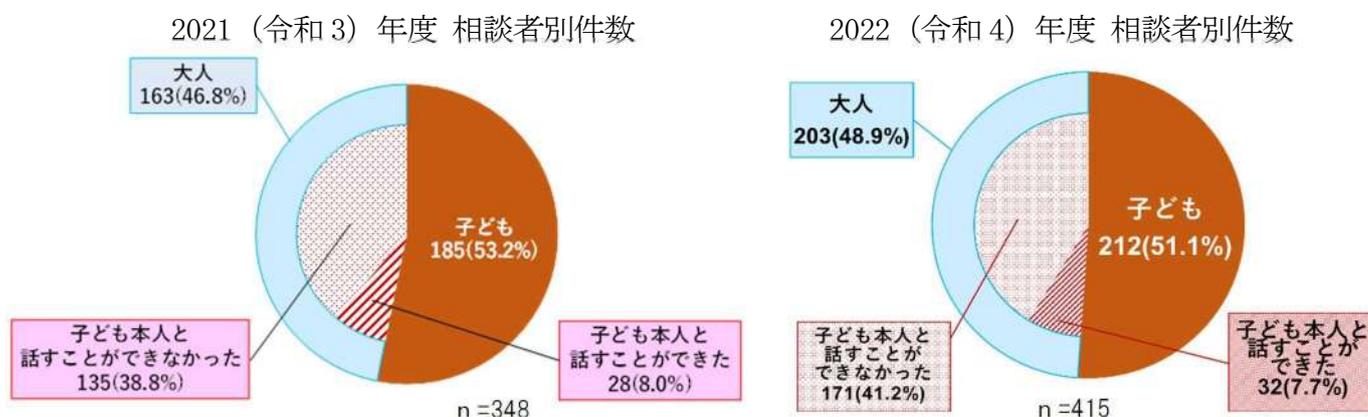
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度初回件数 (令和3年度)	21 (15)	38 (40)	64 (31)	39 (22)	28 (8)	31 (10)	55 (83)	32 (42)	21 (31)	29 (41)	60 (26)	42 (23)	460 (372)
令和4年度延べ件数 (令和3年度)	145 (113)	134 (200)	214 (193)	153 (168)	117 (123)	137 (150)	175 (303)	182 (250)	161 (270)	161 (229)	259 (239)	229 (260)	2,067 (2,498)

初回件数は計 460 件、延べ件数は計 2,067 件でした。2021（令和 3）年度と比較して、初回件数は約 24%増、延べ件数は約 17%減となりました。初回件数は、開設当初から増加し続けています。延べ件数が減少しているのは、できるだけ実態に近い統計となるよう、一日のうちに同じ相手とやり取りした場合の数え方を、前年度までと変更したことが主な理由です。

機関紙(5月下旬、2月下旬)・携帯用カード(9月末、2月上旬)等の広報物の配付以降(6月、10月、2月)に初回相談が多くなる傾向が見られます。

(2) 相談者別件数（子ども／大人）（初回）

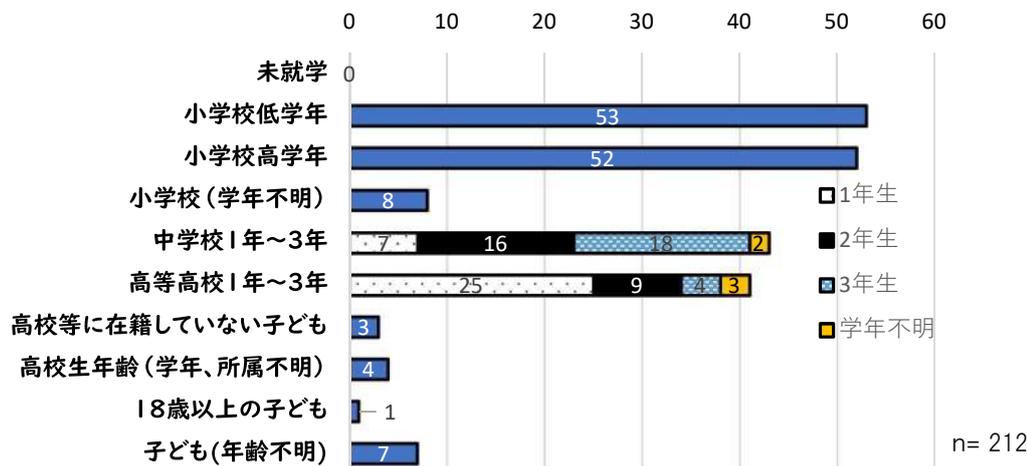
初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。



初回の相談者は子どもが 212 件、大人が 203 件、不明が 45 件でした。2021（令和 3）年度と比較して、初回における子どもからの相談件数は約 15%増、大人からの相談件数は約 24%増となりました。大人 203 件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは 32 件でした。よって全相談のうち不明を除く 415 件中、244 件（約 59%）で子ども本人から話を聞くことができました。

(3) 相談者が子どもの場合の当該子どもの学齢（初回）

初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの学齢毎の相談件数を示しました。

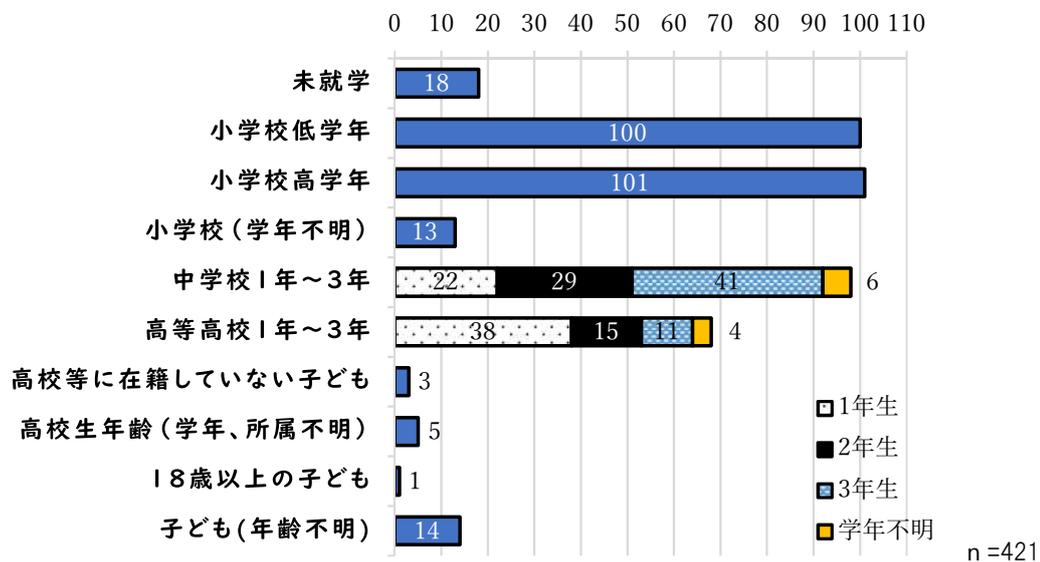


小学校低学年(1・2・3年生)が53件、小学校高学年(4・5・6年生)が52件、小学校の学年不明が8件、中学校1～3年生が41件、中学校の学年不明が2件、高校1～3年生が38件、高校の学年不明が3件ありました。年齢にかかわらず子どもたちが「なごもっか」に相談をしてくれていることがわかります。このほか、高校等に在籍していない子どもが3件、高校生の年齢で、学年や在籍する学校等の所属不明者から4件相談がありました。

幅広い年齢層からの相談がある一方で、学校を通じて配付する機関紙や携帯用カードが届かない、学校等に在籍していない相談者からの声について、まだまだキャッチできていない状況があります。

(4) 相談対象の子どもの学齢 (初回)

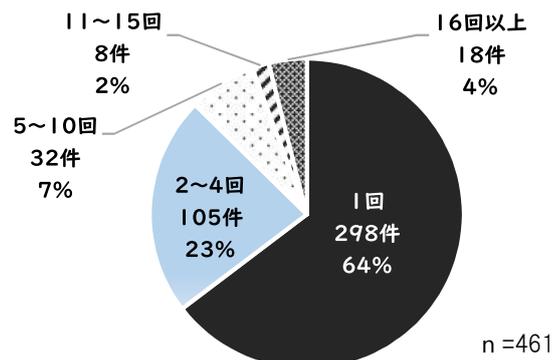
初回件数において、相談対象とされた子どもの学齢毎の件数を示しました。



相談対象とされた子どもは、小学生が多く、全体の半数近くを占め、中学生、高校生と続きました。学校の種類でみると、小学生214件、中学生98件、高校生68件でした。

(5) 相談の継続回数

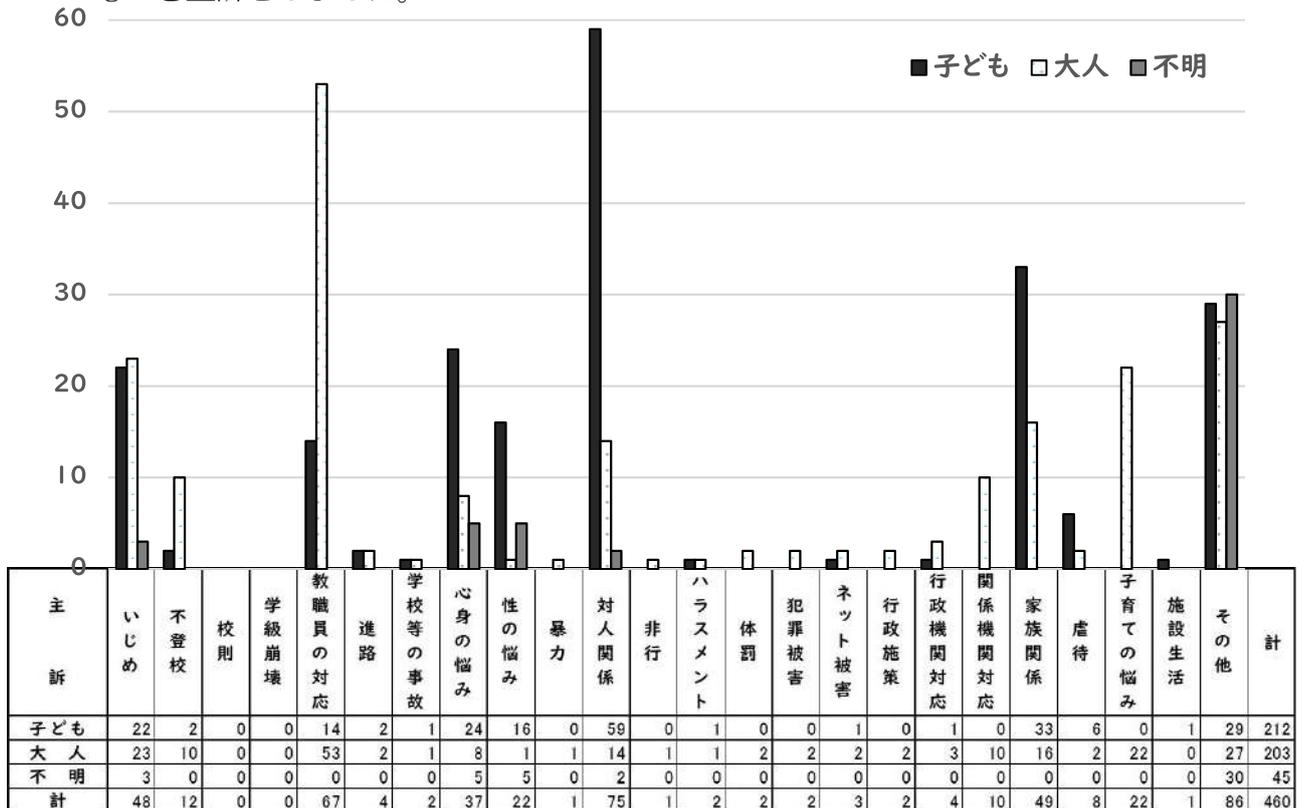
2022(令和4)年度中に開始した相談について、2023(令和5)年3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。



期間中、相談が1回だったものは298件（約64%）と半分以上の割合を占め、2-4回のもは105件（約23%）、5-10回のもは32件（約7%）、11-15回のもは8件（約2%）、16回以上のもは18件（約4%）でした。

(6) 相談の主訴（初回）

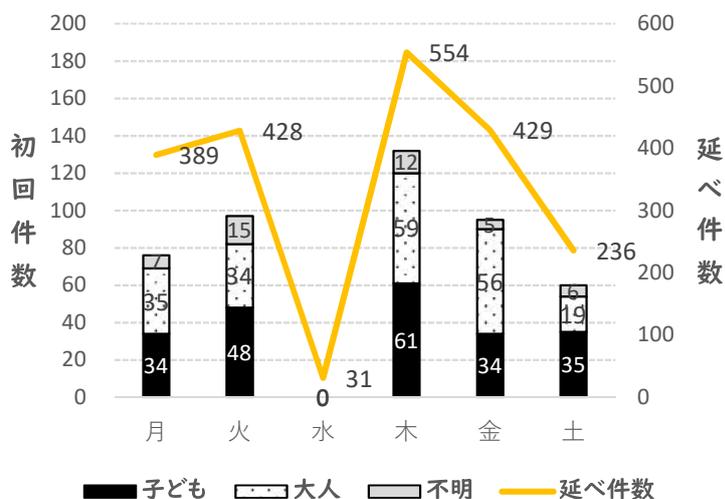
初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としました。



多かった主訴は以下のとおりです。全体で順に「対人関係」（75件）、「教職員の対応」（67件）、「家族関係」（49件）でした。子どもから多かったのは「対人関係」（59件）、「家族関係」（33件）、「心身の悩み」（24件）で、大人から多かったのは「教職員の対応」（53件）、「いじめ」（23件）、「子育ての悩み」（22件）でした。

(7) 曜日別件数（初回／延べ）

初回件数および延べ件数を曜日別に示しました。



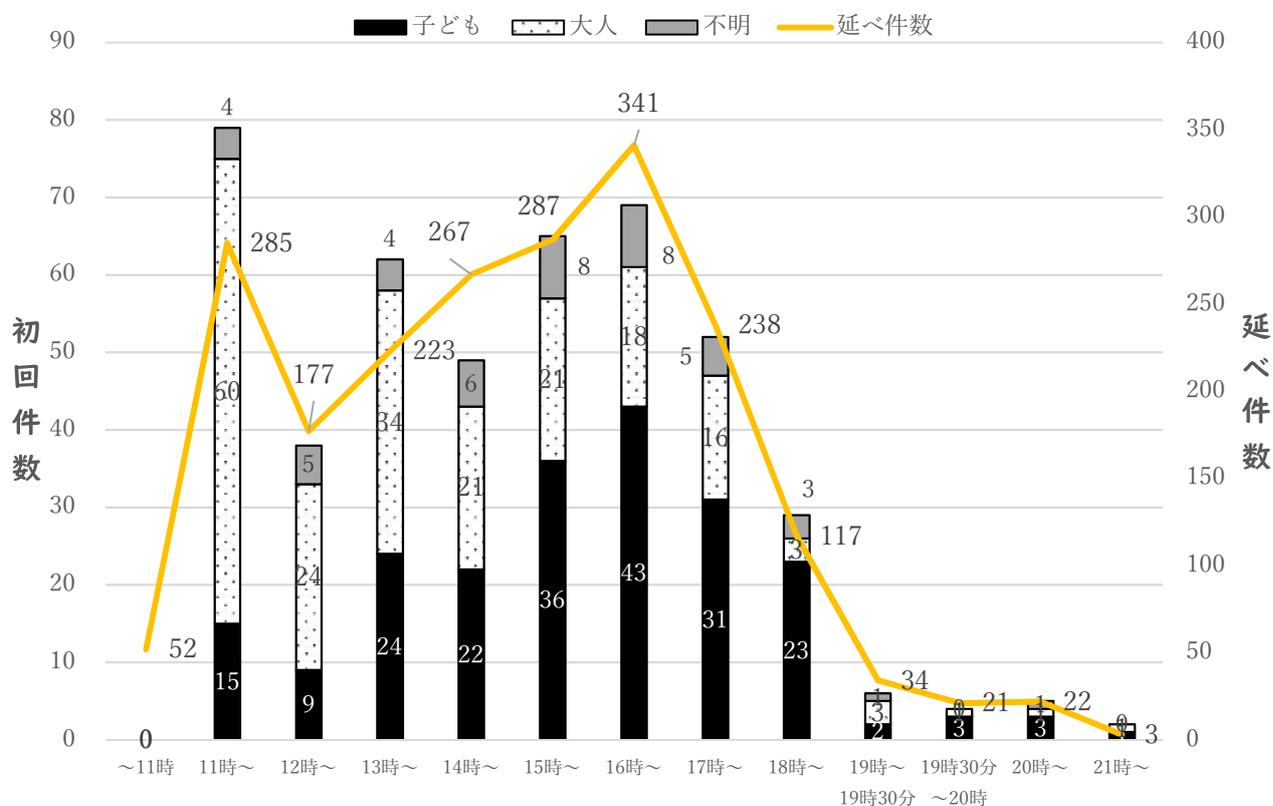
区 分		月	火	水	木	金	土	計
初回 件数	子 ども	34	48	0	61	34	35	212
	大 人	35	34	0	59	56	19	203
	不 明	7	15	0	12	5	6	45
延べ件数		389	428	31	554	429	236	2,067

相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。水曜日は相談を行っていませんが、手紙やFAXによる相談の受付や関係機関への電話連絡等があり、その件数を計上しました。

また、2022（令和4）年度は、木曜日については相談時間が22時まで（7月20日以前は20時まで）となっており、他の曜日と比べて相談時間が長いことや、前日の水曜日に相談を行っていないこと等により、前年度に引き続き、初回件数、延べ件数とも、曜日別では木曜日が最も多くなっています。

(8) 時間帯別相談件数（初回／延べ）

初回件数および延べ件数を、時間帯別に示しました。初回件数については、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



区分		～11時	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～ 19時30分	19時30分 ～20時	20時～	21時～	計
初回 件数	子ども	0	15	9	24	22	36	43	31	23	2	3	3	1	212
	大人	0	60	24	34	21	21	18	16	3	3	1	1	1	203
	不明	0	4	5	4	6	8	8	5	3	1	0	1	0	45
延べ件数		52	285	177	223	267	287	341	238	117	34	21	22	3	2,067

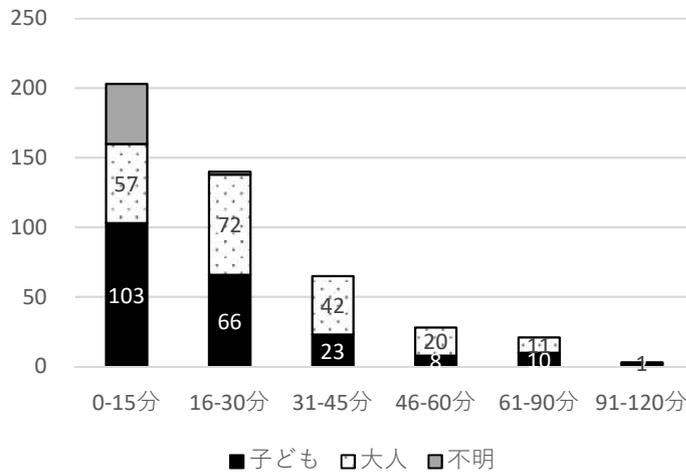
初回件数は、相談が多い順に、11時台、16時台、15時台、13時台となりました。このうち、子どもからの相談は16時台が最も多く、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。一方、大人からの相談は午前中から17時台の間が多く、11時台に特に多くなりました。子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する人が多いのではないかと考えられます。一方、延べ件数は、相談が多い順に、16時台、15時台、11時台、14時台となっていました。

19時30分以降の相談については、2022（令和4）年7月からの木曜日の相談時間延長に伴い、新たな区分として設けられており、初回件数は子ども7件、大人3件、不明が1件の計11件、延べ件数は46件となっています。

(9) 相談の所要時間

① 初回

初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。

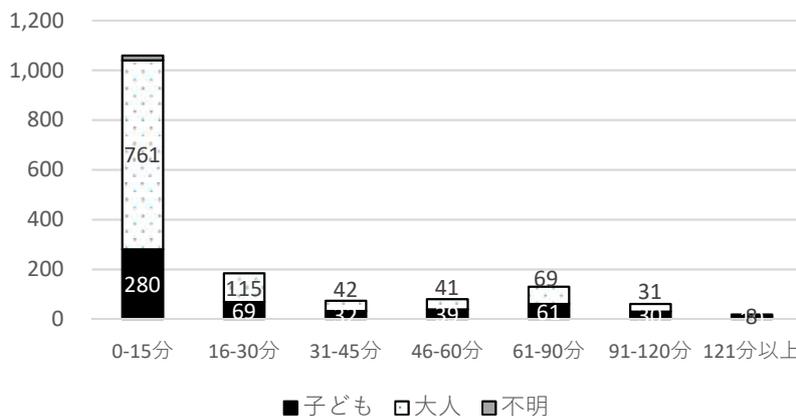


区分	子ども	大人	不明	計
0-15分	103	57	43	203
16-30分	66	72	2	140
31-45分	23	42	0	65
46-60分	8	20	0	28
61-90分	10	11	0	21
91-120分	2	1	0	3
121分以上	0	0	0	0
計	212	203	45	460

60分以内に終了するケースが多く(約95%)、「0-15分」の件数が最も多い(約44%)ことがわかります。60分を超えた相談は24件で、子ども、大人ともに12件ありました。

② 2回目以降

2回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



区分	子ども	大人	不明	計
0-15分	280	761	19	1,060
16-30分	69	115	0	184
31-45分	32	42	0	74
46-60分	39	41	0	80
61-90分	61	69	0	130
91-120分	30	31	0	61
121分以上	10	8	0	18
計	521	1,067	19	1,607

2回目以降の相談についても、「0-15分」の件数が多く(約66%)なっています。これは相談に関する連絡・調整等の件数を含むためと思われます。一方、60分を超える相談も、子どもで101件、大人で108件ありました。

(10) 相談方法（初回）

初回相談における相談方法は、電話が 450 件で全 460 件のうち約 98%を占めました。電話以外の方法は、面談が 9 件、手紙が 1 件でした。

(11) 関係機関からの情報収集等

申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除き、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関（学校・教育委員会、児童相談所等）からの情報収集等の調整活動を延べ 481 件行いました。

2 相談時間延長の効果及び検証

2022（令和 4）年度は、部活動や塾等で遅い時間まで忙しい子どもが相談できるように、一部相談時間を延長しました。

曜日	～2022(令和4)年7月20日	2022(令和4)年7月21日～
月・火・金	11時～19時 (受付は18時30分まで)	【時間変更なし】
木	11時～20時 (受付は19時30分まで)	11時～22時 (受付は21時30分まで)
土	11時～17時 (受付は16時30分まで)	【時間変更なし】

時間延長にかかる広報については、広報なごや7月号や市公式ウェブサイト、学校を通じて全児童生徒に配付する機関紙「なごもっか通信」臨時増刊号（7月発行）などにより周知を行いました。

相談実績については、相談時間延長により 19 時 30 分以降も受付を行うこととなったため、19 時 30 分から 22 時までの時間帯における初回相談件数は子ども 7 件、大人 3 件、不明が 1 件の計 11 件でした。

令和4年度		19時30分 ～20時	20時～ 20時30分	20時30分 ～21時	21時～	計
初回相談件数	子ども	3	2	1	1	7
	大人	1	0	1	1	3
	不明	0	0	1	0	1
延べ活動件数※	子ども	9	5	3	2	19
	大人	10	5	8	1	24

※関係機関との調査・調整活動を除く

時間延長による初回相談件数は、大人よりも子どもの件数が多く、今までキャッチできていなかった子どもの声を聴くことができたといえます。また、初回相談だけでなく、継続している相談についても対応できていることから、一定の効果はあったと考えられ

ます。その一方で、時間帯別に件数をみると、21 時以降の初回相談件数は、子ども 1 件、大人 1 件の計 2 件にとどまっている状況があります。

また、時間延長開始前に、小学生から高校生までの子どもを対象に相談時間に関するアンケート（複数回答可）を行ったところ、都合の良いと回答のあった相談時間のうち、最も多かった時間帯が「17 時～19 時」の区分で、次に多かった時間帯が「15 時～17 時」、三番目に多かった時間帯が「19 時～21 時」という結果になりました。

以上より、適切な相談時間については、ニーズや相談実績を踏まえ、今後も引き続き検討が必要であると考えます。

3 申立て・自己の発意の状況

2022（令和 4）年度は、自己の発意（擁護委員条例第 13 条第 2 項）による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための情報収集等（発意前情報収集等）を 3 件開始しました。

また、申立てを 1 件受理し、調査を開始するとともに、2 件の発意を行い、調査を開始しました。

2022（令和 4）年度以前に受理した申立て 1 件について、調査・調整活動の結果、権利侵害の状況が解消される見通しが立ったので調査を終結しました。

2021（令和 3）年度に発意した 1 件について、要請を行いました。詳細は、「V 勧告・要請及び制度改善のための提言等」に記載しました。

4 特に注目すべき相談

（1）不登校

文部科学省が 2022（令和 4）年に公表した「令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国的には小学校・中学校の不登校児童生徒数が 244,940 人（前年度 196,127 人）と過去最多であったとのことです。

「なごもっか」では、全体の統計における不登校を主訴とする相談は 12 件と必ずしも多くありませんでしたが、これは統計において主訴を一つに限っていることから、「教員の不適切指導が原因で学校に行けなくなった」や「いじめられて学校に行けない」等の相談は「教職員の対応」や「いじめ」等を主訴とする相談に分類されたり、「学校に行きたくない」との相談であっても現在は通学できていたり、まだ数日しか欠席していない段階で今後の不登校を心配する子どもや保護者の相談は、「心身の悩み」や、「子育ての悩み」等に分類されることがあるためです。

2022（令和4）年に「なごもっか」に寄せられた全相談を通してみれば、「学校に行けない」「学校に行きたくない」ことに関する相談は決して少なくはなく、全国同様の傾向がみられるのではないかと感じます。子どもたちからは「学校には行きたいが教室には入れない」「学校に行きたくないけど勉強が遅れるから行きたい」「親は無理に行かせるようなことはしないけど学校に行ってほしいようだ」等の、保護者からは「子どもが学校に行きたくないと言ったので、授業が進んでしまうよと言って送り出したが良かったのだろうか」「学校に行かせない方がよいのか、少しは行かせた方がよいのかかわからない」等の相談が寄せられます。

一般的に、「身体の発熱」があれば欠席を認める保護者も、「心の発熱」は「怠け」ととらえてしまうことがあるようです。しかし、子どもには休む権利があり、学ぶ権利と同等に大切な権利です（子どもの権利条約第31条、なごや子どもの権利条例第6条第3号）。大人は理由を問わず休みたいときの有給休暇が認められているのに対して、子どもは「週末」「春、夏、冬休み」と体調や心の調子に関わらず休む時期が決められてしまっています。ところが、体調不良や心の不調は長期休みに合わせて現れてはくれません。学校が安心できる場所と感じられなくなったり、自信を失ったりしたときには、安全、安心な場所で過ごすことが大切です。教育機会確保法や2019（令和元）年10月25日の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」によって、不登校は問題行動ではないことや不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことが周知されています。

そのため、最近では「なごもっか」の相談でも、子どもの意思を確認できないまま学校に送り出すことに悩みを感じている保護者や、子どものために学校を休むことを受け入れようとしてくれる保護者が増えてきました。しかし、「休んでもいい」と言われても休んだことによって勉強が遅れる、進学が困難になるのではないかなどの心配を持つ子どもや保護者もいます。

学校へ行きたくない原因がわかっていて、子ども自身が学校に行くことを望んでいるときには、その原因を取り除くような支援が必要でしょう。ただ、学校に行きたくない理由は人それぞれで、子ども自身もなぜ学校に行けないのか理由がわからなかったり、うまく言葉で表現できなかつたりする場合があります。子どもが話した原因が唯一の原因とも限りませんから、原因について子どもを問い詰めたりすると、子どもも保護者も苦しくなってしまいます。また、学校に行きたいという気持ちは本心なのに、どうしても学校に対する恐怖心や違和感等から登校できないということもあります。保護者は、子どもが口にした言葉だけでなく、言葉以外に体調や態度などで発している子どもの意見や気持ち（Views）も尊重し、まずは何よりも、失った自信を取り戻すための安全に安心して過ごすことのできる環境を用意していけると良いと考えます。

そして、子どもやその保護者に対してただ「休んでもいい」というのではなく、誰もが安心して通える、多様な子どもを受け入れる学校になることも必要です。また、学校へ行かないことを選択した場合にも、子どもが学びたいと思った時に学べるよう

な「学ぶ権利」を保障することも必要です。現在、名古屋市内には、なごやフレンドリーナウ（子ども適応相談センター）があり、心理的な理由によって登校できない子どもの通所による相談や適応指導を行っています。市内に3か所しかなく、集団生活への適応指導になじめない子どももいます。また、校内居場所カフェや校内フリースクールが設けられている学校もありますが、一部の学校に限られていますし、学校自体に恐怖心や抵抗感を感じる子どもにも通える居場所や学びの場が必要です。現状ではこうした場所が限られていることから、年齢や発達状況によっては保護者等の大人が在宅しなければならず、保護者が仕事をやめなければならない事態になったり、民間のフリースクールやフリースペースに通ったりするため、保護者の負担は決して小さくなく、学校へ行かないことを選べない子どももいます。

そこで、学校へ行けない子ども、行かない子どもの安全に安心して過ごす権利や学ぶ権利を社会で保障するためには、川崎市子ども夢パークにある「フリースペースえん」や、明石市にある「あかしフリースペース☆トロッコ」のような公設のフリースペースが設置され、どの子どもにも利用しやすい制度となることが望まれます。

（2）不適切と思われる指導

これまでに引き続き、2022（令和4）年度の報告書でも、教員による不適切な指導を取り上げます。ここでいう不適切な指導とは、「なごもっか」に寄せられた相談のうち、保護者や子どもからの訴えのみを元にしたものから、「なごもっか」が学校に聞き取り調査を行い、その結果判断したものまでを含んでいます。客観的な事実確認ができていないものも含まれるため、ここでは「不適切と思われる指導」と呼ぶことにします。可能性も含めて、より多くの相談内容を拾い上げることで、その特徴や傾向が分かるように思います。

まず2022（令和4）年度の初回相談の主訴として教職員の対応とされた67件のうち、不適切と思われる指導に該当したのは16件（教職員の対応とされた相談件数の約24%）でした。この16件の内訳をみると、初回は全て大人からの相談であり、うち15件は保護者からのものでした。子どもが「学校に行きたくない」と話したり、保護者が子どもの様子がおかしいことに気づいたり、他の保護者から聞いたりした等、不適切と思われる指導の事実が発覚する経緯は様々でした。また子どもの学年は、未就学児が2件、小学校の低学年が7件、小学校の高学年が3件、中学生以上が4件と、小学校の低学年で多い傾向にあることが分かりました。「なごもっか」が事実確認や調整を行うために、学校等に聞き取りに行ったのは6件でした。

小学校の低学年以下とそれ以上とに分けて、不適切と思われる指導の特徴をみてみます。まず小学校の低学年以下では、その内容として、「先生がすぐ怒る」「怒鳴られた」「準備が遅いと大きな音を出す」「給食を食べられないと怒られる」「忘れ物に厳しい」等がみられました。子どもは、その結果、「学校に行くのが怖い」や「クラスにいたくない」と訴えたり、ストレスが腹痛等の身体の症状として表れたりしていました。これは、なごや子どもの権利条例の「安全に安心して生きる権利（第4条）」と関係す

る問題です。小学校低学年は、それまでの家庭中心の環境から、学校という新しい環境へ移行してきたばかりの時期にあたります。特に何もなくても、その移行自体が子どもにとって緊張をもたらすものとなり、大人からみたら些細なことが大きな体験として残ります。またこの時期の傷つき体験は、その時点だけに留まらず、その後も子どもの社会との関りに影響し続けることもあります。実際、「なごもっか」には、この時期に教員から受けた一言が心に残っていて、中学生・高校生になってから相談にくることもあります。先に述べた第4条には、「安全に安心して過ごすことができるための居場所があること」と述べられており、学校もそのような居場所になることが求められています。教員の側からしてみれば、教育や指導の一環だったのかもしれませんが。しかしながら、教員にとっては日常的な声掛けであっても、子どもによって受け止めが異なり、時に圧力とを感じる場合もあるでしょう。教員の持つ雰囲気は、そのままクラスの雰囲気となり、そして学校全体のイメージにもつながるように思います。今一度子ども側にたってみて、声の音量が適切かどうか、物言いが恐怖を与えていないか、求める基準がその子どもにマッチしているか等、確認してみる必要があります。そのことは、子どもを一人の人として尊重することにつながるように思います。

一方、小学校高学年から中学生以上になると、「長時間、説教された」、「学校に来るなど言われた」、「いじめたと疑われた」、「自分ばかりいろいろ言われる」といった、より一方的で、物言いも強くなる特徴がみられました。また友だちとの関係やクラス運営をめぐる、教員と子どもとの間に明確なトラブルが存在しているのも特徴的でした。小学校高学年にもなると、大人が相対化され、周囲を客観的に見られるようになってきます。教員に対しても、客観的なまなざしを向け始め、教員の言動が“おかしい”と感じることも出てきます。今回受け取った相談でも、勇気を出して教員に自分の考えを伝えた子どももいました。しかしながら、言い分が否定されてしまったり、成績に影響するのが怖くて自分の中にしまい込んだりして、その結果、「先生に二度と会いたくない」と訴えたり、自尊心の傷つきを覚えたりしている子どもがいました。これは、なごや子どもの権利条例の「一人一人が尊重される権利（第5条）」と関係する問題です。具体的には、「自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること」や「信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること」等が述べられています。トラブルの背景を眺めてみると、クラスをコントロールしようとした結果であったり、問題の解決を急ぎ過ぎて誤解した結果であったりと、教員にも何らかの意図があったように見受けられました。しかしながら、その意図を伝えるための手段が一方的となっていないか、感情に流されていないか、意図を子どもに押し付けていないかに注意が必要です。そして何よりも、反応としての子どもの意見や考えに耳を傾けることができているかが大切です。子どもが自分の考えを表現できることは子どもの権利ですが、それとともに、その言葉の中に、これからの学校の環境を考えるヒントが含まれていることもあるのではないのでしょうか。私たち擁護委員としては、子どもの権利を守ることは、大人、そして社会全体にとってもよりよい何かを生みだしてくれるように感じています。

(3) 特別支援教育

特別支援教育とは、子どもの在籍する学校、学級にかかわらず、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、自立と社会参加に向けた取り組みを支援する教育をいいます。

2022（令和4）年度の相談でも、これまで同様に特別支援教育に関する相談がありました。特別支援教育に関する内容が含まれる相談の件数は16件で、全体の約3.5%でした。そのうち、特別支援学校又は特別支援学級に在籍している子どもに関する相談は6件（約38%）、通常の学級に在籍している子どもに関する相談は10件（約63%）で、対象となる子どもの年齢は小学生6件（約38%）、中学生8件（50%）、高校生2件（約13%）でした。

2022（令和4）年9月9日には、国連障害者権利委員会から日本に対し、障害のある子どもに対する合理的配慮の提供が不十分であることや教員のインクルーシブ教育に対するスキルの欠如等に対して懸念が示され、全ての子どもにインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障すること等が勧告されました。

「なごもっか」における相談でも目立ったのは、通常の学級、特別支援学級のいずれにおいても、発達障害について教員の理解が十分でなかったり、担任一人での対応が困難だったりすること等が要因となって、子どもが安心して学校に行けなくなったり、教員が不適切な指導をしてしまったりする相談でした。

教育を受ける権利は、障害の有無にかかわらず全ての子どもに保障されなければなりませんし、すべての子どもが一人一人尊重され、安全に安心して生きる権利が守られなければならないことは言うまでもありません（なごや子どもの権利条例第4条、第5条、第6条、第12条）。障害の有無にかかわらず多様な子どもたちに個別に対応するには、現在の学級人数や教員配置では困難が伴います。名古屋市では2023（令和5）年度に、「こころの発達診療研究センター」の開設を進めるとともに、大規模校における発達障害対応支援員の複数配置、発達障害支援講師派遣の増加及び通級指導教室の増設をしました。しかし、これらにとどまらず、多様な子どもの権利を尊重できるようにするための教員研修や、教員増員による少人数学級や複数担任制の実現等によって、子ども・保護者と教員が相互理解を図るために十分な意見交換を行い、必要な支援を受けることが可能となる環境の整備が必要であると考えます。

(4) 児童相談所・一時保護所に関する相談

子どもからの相談の中には、保護者等からの虐待が疑われるもの、児童相談所や一時保護所に関するもの等があります。

児童相談所は、次のように説明されます。(市公式ウェブサイト参照)

児童相談所は、18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を家庭その他から受け、子どもの持っている問題、真のニーズ、置かれた環境などを的確にとらえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行います。子どもの福祉を図るとともにその権利を守ることを主な目的としています。

相談には児童福祉司・児童心理司などの専門スタッフが応じ、調査、判定、診断を行い、適切な助言・指導・治療などの援助を行います。

また、必要に応じて一時保護をしたり、児童福祉施設への入所措置や里親委託などを行います。

このように児童相談所は、子ども一人一人に合わせたかたちで支援を行う専門性の高い機関であると位置づけられています。

一方で、「なごもっか」に相談があった子どもからは、児童相談所や一時保護所での対応に不安を覚えたり、再び相談することをためらってしまっているものもありました。子どもが「早く家に帰りたい」と思ってしまうほど一時保護所における環境的な困難があったり、逆に「家に帰りたくない」と伝えても家に帰されたというように、自分の気持ちを一時保護所の職員や担当ケースワーカーに伝えたものの、受け止めてもらうことができなかったという声もありました。また、児童相談所に自分のことをわかってもらえなかったと感じたと話してくれた子どももいました。

このような子どもの声は、子どもたちから「なごもっか」に相談されたものでありますが、これらについて事実関係を確認しているわけではありません。したがって、児童相談所や一時保護所の職員から見ると、その時々事情は違ったり、支援に対する職員の思いがあったことは考えられます。また、子どもの安全・安心を守るという権利擁護の観点からは、子どもの意思とは異なっても、その時のその子にとっての最善の利益に基づいた判断であることも考えられます。さらに、「なごもっか」が子どもの相談を受けているという機関の特性上、困ったことや悩んでいること等の声が集まりやすい側面はあります。

これらを考慮したとしても、上記の声に表れている子ども一人一人の声は、児童相談所や一時保護所に対する印象として子どもに残っていることもまた事実です。児童相談所の目的に照らし合わせると、「もう相談したくない」と子どもが思ってしまうことは、本来ならば児童相談所等に守ってもらうことのできる命や安全・安心な生活が守られなくなってしまうという児童相談所における権利擁護の危機といえる構造が現れてきてしまいます。権利侵害の危機にある子どもや家庭への支援を行い、その権利を回復する機関という児童相談所の役割を考慮すると、児童相談所における子どもの

権利擁護の体制を注視するとともに、児童相談所に「相談してよかった」、「保護されてよかった」と子ども自身が思うことのできるような体制が求められます。

児童相談所や一時保護所、さらに児童福祉施設への入所措置が行われる場合には、子どもの意見表明権が保障される支援やその仕組みづくりが求められます。2022（令和 4）年の児童福祉法改正では、一時保護所や社会的養護にある子どもが、意見を表しやすい枠組みをつくる努力義務が定められました。制度の制定とともに実効性のある形で子どもが声を挙げやすい仕組みが必要です。子どもの声を真摯に受け止め、子どもの気持ちに沿った形で実現できない場合でも、応答性をもち、子どもがまた声を挙げたいと思うことのできるからこそ重視されなければなりません。

IV 相談から見えてきた課題(教員不足問題と子どもの権利)

(1) はじめに

2021(令和3)年度に、中学生から、「年度途中で実技教科の常勤講師が病気休暇となり、代替の教員が充てられることなく、授業は自習がしばらく続けられた。このことは学ぶ権利の侵害に当たるのではないか。」との相談を受けました。また、「なごもっか」が受けた他の相談でも、年度途中で休暇・休職、退職等によって教員が不在となり、後任探しに苦労する校長・教頭の様子を見聞きすることがありました。また、いじめや特別支援、教員による不適切指導などで学級に複数の教員の目が必要な場合でも、人的余裕がなく難しいと言われることもありました。年度途中で不在となった担任の後任を見つけることができず、小学校では教務主任や校務主任がクラス担任を引き継ぐケースにもいくつか接することがありました。学校において本務教員(正規採用)であれ、常勤講師・非常勤講師(臨時採用)であれ、必要な教員が配置されず、学校運営、学級運営、授業担当に支障が生じる事態は、子どもにとって、日本国憲法第26条が定める「教育を受ける権利」の侵害にあたります。なごや子どもの権利条例においても、「のびのびと豊かに育つ権利(第6条)」や「安全に安心して生きる権利(第4条)」などの侵害にあたると考えられます。そのため、発意を行うべきか判断するための準備として、2022(令和4)年度は名古屋市の教員配置や教員不足問題について、教育委員会事務局からの聴取などの調査・分析を行いました。

文部科学省は、2022(令和4)年にはじめて「教師不足」に関する実態調査(2022(令和4)年1月)を公表しています。文部科学省は「教師不足」を「臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず欠員が生じる状態」と定義しています。しかし、そもそも「臨時的任用教員等の講師の確保」を必要とする事態は、本務教員が多忙化等により休暇・休職、退職に追い込まれてその代替として講師を確保することになったり、本来、本務教員を配置すべきところに常勤講師や非常勤講師を置いたりすることで生じるものであると考えます。そのため、「なごもっか」では、臨時的任用教員等の講師が確保・配置できない事態だけでなく、本務教員が休暇・休職、退職等によって不在となり、校務主任・教務主任等が本来の業務と兼務して学級担任を持つなどを想定し、学校運営、学級運営、授業担当に支障が生じる事態も含めて、「教師不足」ではなく「教員不足」と捉えました。

(2) 教職員定数の算出と給与負担(義務標準法と義務教育費国庫負担法)

公立小中学校の教職員定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)にもとづいて算出されます。学級編制の基準を小学校では35人標準、中学校では40人標準と定め(第3条)、校区内の同一

学年の児童生徒数から学級数が算出されます。そこで算出された1校あたりの学級数に応じて「乗ずる数」が定められており（第6条の2、第7条）、学級数×乗ずる数+校長1名によって1校あたりの教職員定数(基礎定数)が算出されます。

例えば、

$$18 \text{ 学級ある小学校の場合、} 18 \times 1.200 + 1 = 22.600$$

小数点以下を切り上げて、基礎定数 23 人

となります。なお、学級編制の基準については、かつては小・中学校ともに40人標準とされていましたが、2011（平成23）年改正によって小学校1年生のみ35人標準に改善されました。2021（令和3）年改正では小学校2～6年生についても35人標準に改められ、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで小学校2～6年生について段階的に40人から35人標準に改善されています。

都道府県・指定都市の教育委員会は、小学校35人標準・中学校40人標準を下回る数を学級編成の基準とすることが認められています（第3条）。名古屋市は、2002（平成14）年度から小学校1・2年生での、2009（平成21）年度より中学校1年生での30人学級を実現しています。2021（令和3）年改正に合わせて、1年前倒しで小学校3年生の35人学級を実現しており、2024（令和6）年度に小学校6年生の35人学級が実現する予定です。

教職員定数に含まれる教職員の給与は、義務教育費国庫負担法にもとづき、1/3を国が、残りの2/3を都道府県・指定都市が負担します（第2・3条）。教育委員会事務局からの聴取（2023（令和5）年3月）では、名古屋市独自の30人学級や35人学級前倒しによって生じる義務標準法にもとづく教職員定数以上の教員については、原則、本務教員で配置され、その給与は市財政で全額負担されていることが伝えられました（4月以降の児童生徒の転入によって学級数が増える場合の教員増は常勤講師が充てられるとのことです）。

（3）名古屋市における「教員不足」

文部科学省が公表した「「教師不足」に関する実態調査」（2022（令和4）年1月）では、2021（令和3）年5月1日時点で、全国で「教師不足」が生じている学校の割合は小学校4.2%、中学校6.0%、高校3.5%、特別支援学校11.0%でした。名古屋市については、2021（令和3）年4月1日時点及び同年5月1日時点での「教師不足」となった小・中学校はありませんでした。

しかし、教育委員会事務局から提供された資料（2022（令和4）年8月受け取り。以下「提供資料」といいます。）や教育委員会事務局からの聴取（2023（令和5）年3月）の後に伝えられたデータによると、年度途中で欠員を生じ、年度末までに教員の補充ができなかったケースがあります。

5月1日以降年度末までの名古屋市立学校の教員欠員数（各年度2月1日現在）

年度	小学校	中学校	特別支援学校
2017（平成29）	29人	2人	5人
2018（平成30）	20人	5人	2人
2019（令和元）	11人	4人	0人
2020（令和2）	16人	2人	0人
2021（令和3）	6人	1人	1人
2022（令和4）	16人	6人	0人

（提供資料を元に作成）

名古屋市では年間で常勤講師については小学校1,298人、中学校471人、特別支援学校136人、高校45人、また非常勤講師については小学校842人、中学校730人、特別支援学校9人、高校275人を採用しています（のべ人数。2021（令和3）年度。提供資料による）。非常勤講師数にはいわゆる「定数崩し」によって採用された非常勤講師も含まれています。2004（平成16）年に導入された総額裁量制によって、義務標準法・義務教育費国庫負担法の基準にもとづき算出された教職員給与の総額（1/3国・2/3都道府県・指定都市負担）の範囲内で、都道府県・指定都市が給与額や教職員配置を自由に決定できることになりました。これによって正規採用の教員の定数を複数の非正規教員の採用に振り替える（崩す）ことが可能となりました。提供資料によれば、名古屋市では本務教員の定数70を崩して、非常勤講師466人を採用しており（2021（令和3）年度）、主に音楽や美術などの専科の教員に充てられています。教育委員会事務局は、より多くの学校の授業を担当できるように本務教員の定数に替えて非常勤講師を採用していると説明しています。

2022（令和4）年度までは、名古屋市は年度はじめの時点では必要な教員を整えることができているのですが、その時点ですでに講師に頼った教員配置がなされており、年度途中で教員が休暇・休職、退職等になった際に、代替教員（常勤講師・非常勤講師）を充てることができず、欠員を生じさせています。名古屋市には教育サポートセンターが置かれ、名古屋市立小・中・高・特別支援学校・幼稚園で教員等の欠員等が生じたときに備え、臨時講師の登録を行っていますが、年度末・年度はじめに比べ、年度途中の新規登録者は減る傾向があります。例えば、中学校の講師登録数は、2022（令和4）年2月73人、4月49人だったのに対して、9月5人、10月16人、11月9人、12月9人となっています（提供資料による）。美術や技術、家庭などは他教科に比べ、講師登録者数が少なくなる傾向があり、年度途中での講師探しはより困難であることが想像できます。また、近年の教員採用試験の志願者数の減少に伴う合格率の向上によって、不合格となって講師登録を行う新卒者やこれまでに講師として勤務していた者が減少していることも、「教師不足」の原因として捉えられています（文部科学省「教師不足」に関する実態調査（2022（令和4）年1月））。

(4) 教員不足の解消と子どもと丁寧に向き合える学校をめざして

「なごもっか」の相談の中で、先生が忙しそうだったので相談できなかったという子どもの声を聞くことがあります。教員の働きやすさは子どものそれぞれの学びやすさ、居心地の良さに直結します。文部科学省や名古屋市は、それぞれ講師のなり手の確保や学校の働き方改革の推進、教職の魅力の発信・教員採用試験の受験者募集に取り組んでいますが、現場の教員が働き方の変化を実感できるようなより抜本的な改革が求められます。

現在の日本の教員配置は、本務教員であれ、常勤・非常勤講師であれ、研修や病気、家庭の事情などで休むことを前提としていません。各学校に、校長・教頭・校務主任・教務主任など以外に授業を持たない、もしくは授業数の少ない教員が置かれてゆとりある教員配置が実現されるのがのぞましいと考えます。休暇・休職の教員の代替となることだけでなく、課題を抱える学級へのサポートや別室指導を担当することも期待できます。

名古屋市予算での教員採用・配置には限界がありますので、国レベルでの改革が必要です。しかし、名古屋市でも独自にできる取り組みもあります。名古屋市レベルでも、講師の安定的な雇用や研修機会の確保、本務教員での定員充足の努力（定数崩しをしない）、教員の働き方の改善・メンタルケアの推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの安定的な雇用、教員をサポートするそのほかのスタッフの配置などは可能です。その上で、国レベルでは、義務標準法の改正（「乗ずる数」の改善による基礎定数の改善、総額裁量制の改善による定数崩しの制限・非正規雇用の教員の割合上限の厳格化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの基礎定数化など）など、ゆとりある教員配置を可能とする制度を整備する必要があります。

1 勧告・要請

2022（令和4）年度、私たち擁護委員は、子どもに関わる機関（市の機関以外のもの。以下「A」とします。）に対して要請（擁護委員条例第15条第2項）を行いました。このケースは、擁護委員が子どもの権利が侵害されていると思われる情報に接したため、2021（令和3）年度に発意をし、調査を進め（同条例第13条第2項）、調整活動を行ってきたものでした（同条第7項）。

事案の詳細を公表することはAに関わる子どもに及ぶ影響が大きく、子どもの最善の利益のため公表することはできませんが、子どもに関わる多くの機関に参考になると思われるため、以下の範囲で報告したいと思います。

Aは、継続的に複数の子どもたちに関わる機関で、子どものプライバシーを守ったり一人一人に応じた対応をしたりするのが難しい状況がありました。また、子どもと職員の安心できる関係作りが難しく、職員の口調がきつくなることや暴言があることもありました。子どもが、意見を言っても変わらないと感じ、言うことを諦めてしまう状況もありました。こういった状況は、子ども一人一人を権利の主体として尊重することや子どもの権利に関する視点が、集団での支援の中で希薄化し後退してしまっていることに起因すると思われました。調整活動を行う中でAとしても改善していく様子も見られましたが、より積極的な対応が必要であると認め、要請を行いました。

行った要請の内容は、以下の4点にまとめることができます。①いつも子どもの権利が守られて、子どもが自分の権利を使えるように、子どもの権利を守っていくための仕組みを考えることと、子どもたちが自分の権利を知る特別な機会を少なくとも年に1度は持つようにすること、②日常の関わりの中で子どもの意見表明を保障するとともに、子どもが意見を言える仕組みを作り、システムによっても子どもの意見表明を保障すること、③職員が子どもの権利が守られる環境作りができるように、子どもの権利や専門的な研修を受けること、④A全体で子どもの権利が守られるように、一部の職員だけで終わらせず、この件をA職員全体で共有することです。Aにはこのようにして、「子どもの権利を守ることが職員個人に左右されない環境・制度を機関として作る」ことを目指してもらうことを求めました。

私たち擁護委員は、要請に対する報告を受けたのちも、Aや同種の機関において子どもの権利保障が十分になされているか、注視していく考えです。

2 「生徒指導提要改訂版についての所見」の提出・発表

私たち擁護委員は、2021（令和3）年9月3日、文部科学大臣と生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員宛てに意見書を提出しました。意見書では、生徒指導提要の改訂にあたって、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容とすることを求めました（2021（令和3）年度活動報告書 P.35 参照）。

文部科学省は、2022（令和4）年12月に生徒指導提要の改訂版を公表しました。生徒指導提要改訂版では、子どもの権利条約の一般原則について記載がありましたが、まだ子どもの権利保障において十分ではないと考え、2023（令和5）年1月30日、文部科学大臣及びこども施策を担当する内閣府特命担当大臣に対し、所見を提出しました。

令和5年1月30日

文部科学大臣 永岡桂子 殿
内閣府特命担当大臣 小倉将信 殿

生徒指導提要改訂版についての所見

名古屋市子どもの権利擁護委員	代表委員	谷口 由希子
	代表委員代理	吉住 隆弘
		粕田 陽子
		川口 洋誉
		間宮 静香

名古屋市子どもの権利擁護委員は、令和3年9月3日、文部科学大臣等に対し、「生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容」とすることを意見の趣旨とする「生徒指導提要の改訂に関する意見書」を提出しました。

令和4年12月、文部科学省は生徒指導提要改訂版を公表しました（以下「改訂版」といいます）。改訂版においては、「生徒指導の取り組み上の留意点」とし

て「児童生徒の権利の理解」という項目が新設され、生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益の保障、生命・生存・発達への権利、意見表明権）を理解しておくことが不可欠とされました。また、同項目で、令和4年6月に公布されたこども基本法にも触れられ、同法の基本理念の趣旨を理解することが必要とされました。生徒指導において子どもの権利条約の一般原則を理解する必要性が指摘されたことは、子どもの権利が保障される学校・社会の実現に向けた意味ある一歩と評価できます。

一方で、子どもが権利の主体であることについての明記はなく、各論部分においても子どもの権利保障の観点からの記載はありませんでした。生徒指導のあらゆる場面において、子どもの権利保障を出発点として考えること（子どもの権利基盤型アプローチ）が重要であり、今回の改訂版で子どもの権利を保障した生徒指導を行うための指針が十分示されたとは言えません。

2020年度及び2021年度版「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』活動報告書」の「相談から見えてきた課題」に掲載しているとおり、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」には、不適切な生徒指導により傷ついた子どもたちからの相談が多く寄せられています。子どもの権利保障を前提とした生徒指導が行われるよう、今後も私たちは尽力するとともに、改訂版をきっかけに子どもの権利を基盤とした生徒指導が行われるよう、教職課程における単位化や教員研修の実施など国の積極的な対応を期待します。

コラム② 子どもの権利擁護委員制度 ～ 子どもの権利を守る社会をつくること ～



擁護委員には、調査又は調整の結果、必要があると認める時は、市の機関に対しては是正等の措置を講じ又は制度の改善を行うよう勧告、市の機関以外に対しては、是正等の措置を講ずるよう要請をする権限が与えられています（擁護委員条例第15条第1項、第2項）。勧告や要請を受けた者は、これを尊重しなければなりません（同条例第15条第3項）。さらに、名古屋市では、勧告や要請を受けた相手に是正等の措置の状況について報告を求め、委員はその報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときには、改めて調査又は調整を行い、再勧告・再要請をすることもできます（同条例第17条）。そして、再勧告・再要請の場合は内容を公表する義務が課せられています（同条例第18条第2項）。

このように、擁護委員には強い権限が与えられています。その期待からか、相談の中で「すぐに勧告してほしい」というような声を聴くこともあります。ここで考えたいのは、すぐに擁護委員が勧告を出すことが、私たちの存在意義である子どもの権利を守る文化や社会に近づくことになるのかという点です。

例えば、私たちが対話もなく一方的に「あなたたちがやっていることは子どもの権利の観点からおかしいから改善しなさい!」と言ったらどうなるでしょうか。もしかしたら、勧告されたものに関しては、しぶしぶ改善されるかもしれませんが、しかし、それでは子どもの権利を理解してもらったことにはなりません。子どもの権利を理解していないのですから、表面的な対策しか行わなかったり、次の権利侵害が生まれたりする可能性もあります。大切なのは、擁護委員との対話を重ねる中で、相手にも子どもの権利を守る重要性を理解してもらうことです。理解してもらうことで、子どもの権利を守る文化や社会が育っていくのです。

擁護委員による要請や勧告は、尊重されるものではありませんが、法的な強制力があるものではありません。そのため、要請や勧告で変革をもたらすためには、結論が信じられる、または、信じられるところまでいかなくとも子どもの権利保障は必要だと勧告や要請の対象となった側に思ってもらうことが必要不可欠です。そうでなくては、勧告や要請を行っても子どもの権利を守る社会は実現できません。

そのため、私たちは一方的に断じることなく、相手の事情も聴き、粘り強く何度も話をし子どもの権利を理解してもらうように努め、子どもの権利保障の観点からの改善策を求めます。もちろん、それでも理解をしてもらえないときもありますし、時間がかかってしまうこともあり、私たちもジレンマを感じることもあります。それでもあきらめず、子どもの権利が保障される社会を目指して、ひとつひとつの相談や事例に真摯に向き合っていきたいと思います。

VI 広報・啓発活動

擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、擁護委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

1 配付物等を活用した広報活動 ※資料の縮小版を p. 42 以降に掲載しています。

(1) 機関紙「なごもっか通信」

子どもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育所・幼稚園等

○配付時期：(第7号) 2022(令和4)年5月

(臨時増刊号) 2022(令和4)年7月

(第8号) 2023(令和5)年2月

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等

○配付時期：2022(令和4)年9月および2023(令和5)年2月

(3) リーフレット

リーフレットを作成し、配布しています。学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、外国語版として、英語・中国語・タガログ語のほかベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・韓国語・スペイン語についても用意しています。

○配布場所：各区役所情報コーナー、市の関係機関等

(4) 「なごもんレター」

子どもが相談しやすいように、「なごもっか」に相談したいことを書いて、折りたんで糊付けしてそのまま手紙として送ることができます。権利学習などの訪問先で配付しています。

(5) 地下鉄中吊りポスター

○掲出場所：名古屋市営地下鉄車内

○掲出期間：2023(令和5)年3月6日～19日の14日間

(6) スクエアビジョン広告

○掲出場所：地下鉄東山線栄駅 西改札口周辺、

地下鉄名城線金山駅 南改札口周辺

○掲出期間：2023(令和5)年3月6日～12日の7日間

- (7) その他、ミニタオルやオリジナルシャープペンをはじめとする各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用しています。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取組みや相談方法など基本的な情報の他、最新情報や活動等を随時掲載しています。

< <http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000123945.html> >



なごもっか



(2) 公式Twitter

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、2020（令和2）年5月に公式Twitterを開設、情報を発信しています。

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



(3) 名古屋市公式YouTube「まるはっちゅ〜ぶ」

「なごもっか」の活動報告についての動画を掲載しています。

また、あわせて「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』ってどんなところ？」の動画もご覧いただけます。

2022（令和3）年度なごもっか活動報告会

< <https://www.youtube.com/watch?v=eDevCwkH6GQ> >

「なごもっか」ってどんなところ？

< <https://www.youtube.com/watch?v=1IjIIn1cz6I> >



(4) 生涯学習課 e-（えー）ねっと*なごや

インターネット講座「e-（えー）ねっと*なごや」の「親学のススメ」内で、教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で作成した講座「『子どもの権利』ってなんだろう？」の学習コンテンツ動画をご覧いただけます。

< <https://www.youtube.com/watch?v=J1KtIQ84gZs> >



3 講演、活動報告会等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に擁護委員が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組みを35件実施しました。

2022（令和4）年7月には、子ども向けとして、第33回愛知サマーセミナー内の講座「知って使おう！子どもの権利」を、10月には大人向けとして「子どもの権利セミナー&令和3年度なごもっか活動報告会」を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響

によりこれまで開催できなかったため、「なごもっか」としては、はじめての活動報告会となりました。

実施日	名 称	対象者	従事委員
4月22日	新規事業者各種ガイドライン研修	新設の保育所等の職員	谷口委員
5月6日	高針台中学校 権利学習	教職員	谷口委員
5月29日	名東区民生子ども課 子育て講座	子ども・保護者	粕田委員
6月16日	自由ヶ丘小学校 教員研修	教職員	谷口委員
6月20日	子どもの権利擁護研修2回目	名養協擁護委員、各施設基幹職員、中堅職員	谷口委員
6月30日	民間保育園人権研修	職員（保育士）、園長	谷口委員
7月16日	第33回愛知サマーセミナー 「知って使おう！子どもの権利」	市民	谷口委員 藤井委員 粕田委員
7月17日	大高南学区連絡協議会「子ども健全育成大会」講演	学区の皆さん	吉住委員
9月1日	富士中学校教員向け権利学習	教職員	粕田委員
9月13日 20日	高針台中学校生徒向け権利学習	中学1年生	粕田委員 吉住委員
9月18日	社会福祉法人池内福社会子どもの権利研修	法人職員（保育所、学童）	谷口委員
10月6日	高針台中学校保護者向け学習 (PTA家庭教育セミナー)	高針台中学校PTA	粕田委員
10月24日	南押切小学校3～6年生向け権利学習	小学3～6年生	間宮委員 川口委員
10月28日	なごもっか説明・意見交換会	子ども応援委員会	谷口委員
10月29日	名古屋市子どもの権利セミナー& なごもっか活動報告会	市民	全員
11月11日	公立保育園長人権研修	公立保育園長	谷口委員
11月17日	瑞穂生涯学習センター市民向講座	市民	吉住委員
11月17日	愛知県立大学学生インタビュー	愛知県立大学の学生	川口委員
11月17日	自由ヶ丘小学校 教員研修	教職員	谷口委員
11月21日	菊井中学校教員向け権利学習	教職員	間宮委員
11月29日	NPO法人つながる子育てにじいろ 支援者向け権利学習	子育て支援者	間宮委員
12月2日	南押切小学校保護者向け学習 (PTA家庭教育セミナー)	南押切小学校PTA	吉住委員
12月5日	名北小学校4、5年生向け権利学習	小学4、5年生	谷口委員 粕田委員
12月5日	南陽東中学校生徒向け権利学習	全校生徒	間宮委員
12月13日	名東区主任児童委員連絡会	主任児童委員	吉住委員

実施日	名 称	対象者	従事委員
12月15日	前津中学校保護者向け学習 (PTA家庭教育セミナー)	前津中学校PTA	粕田委員
12月15日	子ども応援委員会昭和・天白ブ ロックなごもっか説明・意見交換会	子ども応援委員会 昭和・天白ブロック	谷口委員
1月13日	松原幼稚園職員向け権利学習	保育所職員(保育士)	吉住委員
1月16日	中央児童相談所一時保護所 啓発活動	保護されている児童	谷口委員
1月26日	とだがわこどもランド子育て中の 親向け座談会	子育て家庭及び支援者	粕田委員
1月26日	児童委員活動研修会	民生委員・児童委員	谷口委員
2月9日	女性福祉相談員研修	女性福祉相談員	粕田委員
2月25日	名古屋市薬剤師会研修	市薬剤師会会員	川口委員
2月28日	天白小学校6年生向け権利学習	小学6年生	谷口委員 川口委員
3月14日	上社中学校1年生向け権利学習	中学1年生	谷口委員 吉住委員



4 教員向けオンデマンド研修

人権教育担当教諭や小学校の生活指導担当教諭、中学校の生徒指導担当教諭等を対象として、オンデマンド研修「学校における子どもの権利保障を考える」を教育委員会指導室と共催により実施しました。

5 児童相談所一時保護所での権利擁護活動

昨年度に続き、2022（令和4）年度も、名古屋市中心児童相談所一時保護所において、小学校高学年から中学生・高校生等の子どもに『子どもの権利』ってなあに？』と題して子どもの権利を伝える普及啓発活動を行いました。一時保護所は、子どもの安全を確保し、子どもの環境を含めた状況を把握するために一時的に子どもが生活をする場所です。子どもの中には、虐待やその他の養育上の理由によって権利侵害の危機にあたり、権利が脅かされてきた場合もあります。

子どもの権利条約には、「できる限りその父母によって養育される権利（第7条）」や「その父母の意思に反して分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が（中略）子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りではない（第9条）」とあります。一時保護中は、家族や学校をはじめ外部との交流等、子どもの安全確保のため権利が制限されることもあります。他にも条約に照らし合わせると、制限されている権利があります。一方で条約では、締約国は父母等からの虐待や搾取等から「児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる（第19条）」とあります。厳しい環境にあった子どもたちにとっては、一時保護所にいることで守られる権利も多くあります。なぜ、制限される権利があるのか、どのような権利が守られているのか、子ども自身には知る権利があります。

「なごもっか」からは、子どもたちに「子どもが幸せになるためのやくそくごと」として、「なごや子どもの権利条例」を伝えました。「安全に安心して生きるけんり」、「一人ひとりが大事にされるけんり」、「のびのびとゆたかに育つけんり」、「自分のきもちでさんかするけんり」を子どもたちとともに具体的な生活場面に置き換えて考える時間を作りました。そして、「あなたやあなたのお友だちの『けんり』は大切にされていますか？」と問いかけました。「けんり」が守られていないと思ったら相談してください、と子どもたちに伝え、「なごもんレター」の紹介をしました。一時保護所退所時には、「なごもんレター」と「なごもっか」のパンフレットを児童相談所の職員から必要に応じて渡すように依頼しています。

引き続き2023（令和5）年度も定期的に一時保護所の子どもへの権利の普及啓発活動を行っていく予定です。

6 その他

子ども福祉課が作成した、DV被害により住み慣れた家から離れることになった子どものための絵本「ぺべとはなそう だいじなおはなし」の監修を擁護委員が担当しました。

<<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-13-0-0-0-0-0-0.html>>



「なごもっか」では子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動に力を入れています

講師の派遣は、費用の負担なく実施できますので、お気軽に「なごもっか」の事務局までお問い合わせください。大人向け、子ども向けのいずれも対応できます。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画室(分室) TEL:052-211-8071

(1) 機関紙
第7号(小学生版)

名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
名古屋5月 第7号
小学生版

名古屋市 子どもの権利相談室 なごもっか

子どもの権利を知っていますか？
どの子どもも生まれたときからひとりの子どもとして大切にされる権利をもっています。子どもだからこゝろ大切にされる「子どもの権利」があります。

【「なごや子どもの権利条例」の大切な4つこと】
なごや子どもの権利条例 ウェブサイト

- 安心して生きていく権利
- 一人一人が大切にされる権利
- のびのびと豊かに育つ権利
- 主体的に参加する権利

ほかにもいろいろな権利があるよ。じぶんの権利がまもられていないかも？と思ったら、なごもっかに、そうだしてね。

私たちが権利擁護委員です。
一緒に考えたり、いろいろな人に協力をお願いをしたりします。

調査員が、ぜひにお話をききます。
あなたの気持ちを一緒に考えよう。

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**
どこでも相談できる。電話でも、ファックスでも、手紙でも。
名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
公家電話からも電話できます。合わせて、手紙でもファックスでも相談できます。

困ったり、悩んだりしたときは、1人で考えないで相談してみませんか
なごもっか、あなたの味方です。

お話を聞きます
相談にお金はかかりません。

電話で 0120-874-994
ファックスで 052-211-8640
手紙で 052-211-8072

あなたの気持ちを一番一緒に考えます
調査員が、ぜひにお話をききます。

調査・調整
子どもの権利擁護委員が関係する人に話を聞いたり、協力をお願いしたりします。

解決・権利の回復
あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。
安心した。・元気がなった。・どうすればいいか、わかった。など

クイズ
なごもんのイラストはいくつある？
このお知らせの表と裏の合計の数を教えてね。

名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
名古屋5月 第7号
小学生版

第7号(中学生・高校生・保護者版)

名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
名古屋4月5日 第7号
中学生・高校生・保護者版

名古屋市 子どもの権利相談室 なごもっか

子どもの権利を知っていますか？
どの子どもも生まれたときから一人一人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さな子どもでも、自分の気持ちがあり、それが大切にされることで、安心して自信を持って成長していくことができます。子どもだからこゝろ大切にされる「子どもの権利」があります。

【「なごや子どもの権利条例」の大切な4つこと】
なごや子どもの権利条例 ウェブサイト

- 安心して生きていく権利
- 一人一人が大切にされる権利
- のびのびと豊かに育つ権利
- 主体的に参加する権利

ほかにもいろいろな権利があるよ。自分の権利が守られていないかも？と思ったら、なごもっかに相談してね。

私たちが権利擁護委員です。
一緒に考えたり、いろいろな人に協力をお願いをしたりします。

調査員が、ぜひにお話をききます。
あなたの気持ちを一緒に考えよう。

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**
どこでも相談できる。電話でも、ファックスでも、手紙でも。
名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
公家電話からも電話できます。合わせて、手紙でもファックスでも相談できます。

相談の流れ
困ったり、悩んだりしたときは、1人で考えないで相談してみませんか
なごもっか、あなたの味方です。

お話を聞きます
相談にお金はかかりません。

電話で 0120-874-994
ファックスで 052-211-8640
手紙で 052-211-8072

あなたの気持ちを一番一緒に考えます
調査員が、ぜひにお話をききます。

調査・調整
子どもの権利擁護委員が関係する人に話を聞いたり、協力をお願いしたりします。

解決・権利の回復
あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。
安心した。・元気がなった。・どうすればいいか、わかった。など

クイズ
なごもんのイラストはいくつある？
このお知らせの表と裏の合計の数を教えてね。

名古屋フリーダイヤル 0120-874-994
名古屋4月5日 第7号
中学生・高校生・保護者版

臨時増刊号(小学生版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-894

名古屋市 子どもの権利相談室 **なごもっか**

7月21日から、木曜日の相談時間を午後10時まで延長します!

相談時間	これまで	7月21日(木)から
月・火・金曜日	午前11時～午後7時	午前11時～午後7時
木曜日	午前11時～午後8時	午前11時～午後10時
土曜日	午前11時～午後5時	午前11時～午後5時

※受付は相談時間終了の30分前まで
※祝日、年末年始は休みです
※木曜日の午後8時以降に相談を希望する場合は事前に連絡してください

子どものみなさんから、より相談しやすい時間などについて、教えてください。アンケートに答えてください。

送ってくれた人の中から抽選で200人になごもっかグッズをプレゼント! (締切は7月31日まで)

相談の流れ

お話を聴きます
相談にお話ばかりしません。電話で、メールで、来て、手紙で

あなたの気持ちと一緒に考えます
・どうしたいかな
・どんなことができるかな

調べ・助力する
あなたの希望にそって、あなたのまわりの大人に話を聴いたり、方法を一緒に考えたりします。

解決・権利の回復
あなたの気持ちや希望に沿って問題の解決をめざします。

0120-874-894 (子ども専用フリーダイヤル)
FAX: 052-211-8072

「知って使おう!子どもの権利」 in 愛知サマーセミナー

やります! 7月16日(土)11:00~12:30

なごもっかの活動をふりかえり、あなたがあなたらしく生きるために大切な「子どもの権利」を使うにはどうするかを考えます。

申込や参加費はいりません。ぜひご参加ください。(https://www.somosemi.net/)

日時:7月16日(土)11:10~12:30 第33回愛知7+7+7+7講座(第2限)として開催
会場:愛知東邦大学及び東邦高等学校 名古屋市名東区平和が丘3丁目1番地

チームなごもっか(仮) 大募集!!

なごもっかの運営に意見をもったり、子どもの権利を広く知ってもらう活動を行います。アンケートや参加できるイベントなどは、メールや郵便でお知らせします。

対象者:名古屋市内に住んでいる・学校に通っている・仕事をしている18歳未満の人
※高校生なら18歳以上もOK!

登録方法:入力フォーム、または下の申込書をなごもっかに持ってくるか、郵便かFAXで送ってください。応募はいつでもOK! ※ピンバッジイメージ

会費:無料
登録してくれた方には、チームなごもっか(仮)の証としてピンバッジをプレゼント!

*****チームなごもっか(仮)申込書(FAX:052-211-8072)*****

氏名	住所
保護者氏名	連絡がとれる電話番号
小学校・中学校・高校・その他(いずれかに○)	メールアドレス(送ってもいい人)
年齢	性別

※いただいた個人情報は、チームなごもっか(仮)の運営以外には使用しません。
※この印刷物は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

臨時増刊号(中学生・高校生・保護者版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-894

名古屋市 子どもの権利相談室 **なごもっか**

7月21日から、木曜日の相談時間を午後10時まで延長します!

相談時間	これまで	7月21日(木)から
月・火・金曜日	午前11時～午後7時	午前11時～午後7時
木曜日	午前11時～午後8時	午前11時～午後10時
土曜日	午前11時～午後5時	午前11時～午後5時

※受付は相談時間終了の30分前まで
※祝日、年末年始は休みです
※木曜日の午後8時以降に相談を希望する場合は事前に連絡してください

子どものみなさんから、より相談しやすい時間などについて、教えてください。アンケートに答えてください。

送ってくれた人の中から抽選で200人になごもっかグッズをプレゼント! (締切は7月31日まで)

相談の流れ

例えば、こんな時

学校で
・友達と喧嘩が止まらない。
・先生に相談しにくい。
・部活の指導が厳しい、辞めたい。

家で
・親とよく喧嘩。
・きょうだいや家族の言動がきらい。
・きょうだいや家族の言動がきらい。

友達と
・人に言えないやけどがある。
・この人、めんどくさい。
・みんなと違うのはダメなの? など

お話を聴きます
相談にお話ばかりしません。電話で、メールで、来て、手紙で

あなたの気持ちと一緒に考えます
・どうしたいかな
・どんなことができるかな

調べ・調整
子どもの権利保護委員が悩める人たちに話を聴いたり、方法を一緒に考えたりします。

助言・支援
お話をきいていただくために、お悩みに対して助言や調整の支援を求められることもあります。

解決・権利の回復
あなたの気持ちや希望に沿って問題の解決をめざします。

0120-874-894 (子ども専用フリーダイヤル)
FAX: 052-211-8072

「知って使おう!子どもの権利」 in 愛知サマーセミナー

開催決定! 7月16日(土)11:00~12:30

なごもっかの令和3年度の活動を振り返るとともに、あなたがあなたらしく健やかに生きるために大切な「子どもの権利」を使うにはどうするかを考える講座を開催します。申込不要!参加費無料!です。ぜひご参加ください。

(https://www.somosemi.net/)

日時:7月16日(土)11:10~12:30 第33回愛知7+7+7+7講座(第2限)として開催
会場:愛知東邦大学及び東邦高等学校 名古屋市名東区平和が丘3丁目1番地

チームなごもっか(仮) 大募集!!

なごもっかの運営や広報について意見をもったり、子どもの権利を広く知ってもらう活動を行います。アンケートや参加できるイベントなどは、メールまたは郵便でお知らせします。

対象者:市内に住ままたは在勤の18歳未満の方 ※18歳以上で高校在学中の方含む
登録方法:入力フォーム、または下記申込書に記入したごもっかに持参するか、郵便、またはFAXしてください。応募はいつでもOK!

会費:無料
登録してくれた方には、チームなごもっか(仮)の証としてピンバッジをプレゼント!

*****チームなごもっか(仮)申込書(FAX:052-211-8072)*****

氏名	住所
保護者氏名	連絡がとれる電話番号
小学校・中学校・高校・その他(いずれかに○)	メールアドレス(送ってもいい人)
年齢	性別

※いただいた個人情報は、チームなごもっか(仮)の運営以外には使用しません。
※この印刷物は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

第8号(小学生版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市 子どもの権利相談室 **なごもっか**

なごもっかと一緒に活動するチームの名前が決まりました！

「チームなごもっか(仮)」として、なごもっかと一緒に活動してくれるメンバーを募集したところ、4歳から18歳までの78人(令和5年1月時点)が登録してくれました。また、登録してくれたメンバーでチームの名前を募集・投票してもらった結果、投票が一番多かった「**てつぎぎごもんず**」に決まりました。この名前を考えた人は、「心の手をつないでいきたい」という理由で名付けてくれました。これから「**てつぎぎごもんず**」をどうぞよろしくお願ひします。「**てつぎぎごもんず**」では、メンバーを引き続き募集しています。

子どもの権利擁護委員に聞いてみよう！！

2022年12月27日(火)に「**てつぎぎごもんず**」が、あたらしい委員の川口さんにインタビューしました。インタビュー、カメラマン、ライターに分かれて、聞いてみたいことを代表して聞きました。

【プライベートについて】
好きな動物は犬で、特に子犬が好きだそうです。あとガンダムも好きだそうです。ガンダムを好きな理由は、モビルスーツがかっこよかったり、動き回ってはいないところが面白いそうです。

【大学について】
Q. 大学で教育学や教育制度を研究したり、教えられるようになったきっかけや出来事はなんですか。
A. 大学生のときには経済学を学んでいましたが、人などを物として扱うのどうかと疑問に思い、みんなが人らしく暮らせるようにと思ったことから教育学を学び始めました。今は教育制度についても学んでいます。

川口 洋喜 委員のプロフィール
経歴: 令和4年10月1日、所属: 愛知工業大学、専門: 教育学

【川口委員からひとこと】
教育学の研究や学習支援の経験を活かしながら、子どもたちの困りごとに寄り添って、子どもの権利を守ってまいりますので、これからよろしくお願ひします。

困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

「たとえば、こんなとき」
とどちたにたかれる
部活に行くのがつらい
ごはんを食べさせてもらえないときがある

きょうだいのめんどうをみさせられる
このルールおかしくない？
みんなと違うことはダメ？
イヤなことがある

話を聴きます
※相談にお金はかかりません
電話番号: 0120-874-994
FAX: 052-211-8640
FAX: 052-211-8072

あなたの気持ちを一緒に考えます
「どうしたいかな」「どんなことができるかな」
一緒に考えたいみんなに協力をお願いします

解決・権利の回復
「安心した」「元気になる」「どうすればいいかわかった」など

クイズ
A. 100円、B. 500円、C. 1000円、D. 5000円

第8号(中学生・高校生・保護者版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市 子どもの権利相談室 **なごもっか**

なごもっかと一緒に活動するチームの名前が決まりました！

「チームなごもっか(仮)」として、なごもっかと一緒に活動してくれるメンバーを募集したところ、4歳から18歳までの78人(令和5年1月時点)が登録してくれました。また、登録してくれたメンバーでチームの名前を募集・投票してもらった結果、投票が一番多かった「**てつぎぎごもんず**」に決まりました。この名前を考えた人は、「心の手をつないでいきたい」という理由で名付けてくれました。これから「**てつぎぎごもんず**」をどうぞよろしくお願ひします。「**てつぎぎごもんず**」では、メンバーを引き続き募集しています。

子どもの権利擁護委員に聞いてみよう！！

2022年12月27日(火)に「**てつぎぎごもんず**」が、新しい委員の川口さんにインタビューしました。インタビュー、カメラマン、ライターに分かれて、聞いてみたいことを代表して聞きました。

【プライベートについて】
好きな動物は犬で、特に子犬が好きだそうです。あとガンダムも好きだそうです。ガンダムを好きな理由は、モビルスーツがかっこよかったり、動き回ってはいないところが面白いそうです。

【大学について】
Q. 大学で教育学や教育制度を研究したり、教えられるようになったきっかけや出来事はなんですか。
A. 大学生のときには経済学を学んでいましたが、人などを物として扱うのどうかと疑問に思い、みんなが人らしく暮らせるようにと思ったことから教育学を学び始めました。今は教育制度についても学んでいます。

川口 洋喜 委員のプロフィール
経歴: 令和4年10月1日、所属: 愛知工業大学、専門: 教育学

【川口委員からひとこと】
教育学の研究や学習支援の経験を活かしながら、子どもたちの困りごとに寄り添って、子どもの権利を守ってまいりますので、これからよろしくお願ひします。

困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか

「たとえば、こんなとき」
友達にたかれる
部活に行くのがつらい
ごはんを食べさせてもらえない時がある

きょうだいや家族の面倒をみさせられる
このルールおかしくない？
みんなと違うことはダメ？
嫌なことがある

話を聴きます
※相談にお金はかかりません
電話番号: 0120-874-994
FAX: 052-211-8640
FAX: 052-211-8072

あなたの気持ちを一緒に考えます
「どうしたいかな」「どんなことができるかな」
一緒に考えたいみんなに協力をお願いします

解決・権利の回復
あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします
「安心した」「元気になる」「どうすればいいかわかった」など

クロスワード
Dにひらがなを入れて単語を完成させよう。

(2) カード

なごもっか 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**

悩んだときは相談してね

たとえば… **秘密は守ります**

- 人に言えないイヤなことがある
- 学校に行きたくないなあ
- 家のことで自分の時間が少ない
- 仲間に入れない
- このルール、おかしくない？
- みんなとちがうのはだめなの？

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994** 無料

公衆電話からなら、お金が戻るよ

会って 手紙で ファックスでも相談できます。

なごもっか 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**

なごもっかは子どもの権利を守る相談室だよ。気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えよう。

18歳未満（ただし高校在学中の人は18歳を超えてもOK）は相談できます。

電話 **0120-874-994** (無料) FAX **052-211-8072**

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

手紙で NHK名古屋放送センタービル6階

子どもの権利に関することなら大人も相談できます。 大人用電話番号 **052-211-8640**

月・火・金/午前11時～午後7時（受付は午後6時30分まで）

水/午前11時～午後10時（受付は午後9時30分まで）

土/午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

※木曜日の午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。

※祝日、年末年始を除きます。

公式Twitter @NagomokkaNagoya

なごもっか 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**

悩んだときは相談してね

たとえば… **秘密は守ります**

- 人に言えないイヤなことがある
- 学校に行きたくないなあ
- 家のことで自分の時間が少ない
- 仲間に入れない
- このルール、おかしくない？
- みんなとちがうのはだめなの？

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994** 無料

公衆電話からなら、お金が戻るよ

会って 手紙で ファックスでも相談できます。

なごもっか 名古屋市子どもの権利相談室 **なごもっか**

なごもっかは子どもの権利を守る相談室だよ。気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えよう。

18歳未満（ただし高校在学中の人は18歳を超えてもOK）は相談できます。

電話 **0120-874-994** (無料) FAX **052-211-8072**

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

手紙で NHK名古屋放送センタービル6階

子どもの権利に関することなら大人も相談できます。 大人用電話番号 **052-211-8640**

月・火・金/午前11時～午後7時（受付は午後6時30分まで）

水/午前11時～午後10時（受付は午後9時30分まで）

土/午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

※木曜日の午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。

※祝日、年末年始を除きます。

公式Twitter @NagomokkaNagoya

(3) リーフレット

①ふりがなあり版

子どもの権利とは?

どの子どもおなじみはないから、生まれたときから一人一人がたいせつにされる権利をもっています。

どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、あんしんしてじしんをもって大人になっていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちには、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびと ゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちでさんかする権利」の4つの権利をちゅうしんに、さまざまな権利があります。

(なごもっかの権利条約)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようごいいんがいます。「権利ようご」というのは、権利をまもる、といういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「子どもの最善の利益」(その子どもにとっていちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけんをいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをたいせつにして、かいつつをめじます。

なごもっか入口 (6階です)

NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

私たちがみなさんのはなしをききます。

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-874-994

●電話で ☎ 052-211-8640

●FAXで ☎ 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

●登って、手紙で (夜間からオアシス21を通じて3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

●月 午後11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)

●火 午前11時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)

●水 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※祝日、年末年始を除きます

ふりがなあり版

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

一人で悩まないで、相談してね

子どもの権利条約なごもっか
でつくられたフリーダイヤル

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなし きくよ
0120-874-994

「なごもっか」公式Twitter
@NagomokkaNagoya

「なごもっか」で検索
「なごもっか」で検索

「なごもっか」はどんなことをするの?

みなさんからの相談は、調査相談員がききます。子どもの権利ようごいいんは、みなさんの相談にもとじて、どんなことがおきているのかしらべたり、いろいろなおところにはたらきかけてごまかったことがかいつつするようにかつどうしたりします。

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

人に言えないイヤなことがある

学校に行きたくないなあ

仲間にはいれない

このルールおかしくない?

ごはんを食べさせてもらえない時がある

いすのびと

いじめで悩んでいる

いやなこと言っちゃった

話をきいてくれない

家のことで自分の時間がな

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話 FAX
登って 手紙

「なごもっか」の相談室

子どもの権利に関することであれば、大人も相談できます

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

「どんなことができるかな?」
「どうして悩んでいるかな?」
「どうしたいかな?」

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利ようごいいんが関係する人たちに話を聞いたり、力をあそびます。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。
安心した。
権利の回復
元気になった。

勧告 要請

もっとよくしていくために、他の児童に対して対応や制度の改善を促せることもできます。

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

②ふりがななし版

子どもの権利とは？

人権は、大人だけのものではありません。
すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。
どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。
[なごもっかの権利条例]では、

- ① 安全に安心して生きる権利
- ② 一人一人が尊重される権利
- ③ のびのびと豊かに育つ権利
- ④ 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがわられています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利擁護委員会」に基づく、子どもの権利を守るための相談室です。
なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。
なごもっかはみなさんが自分の意見を言うように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。

相談するには？

私たちが皆さんの話を聞きます

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

●電話で 大人用電話番号 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

●会って、手紙で (無料からオアスス21を通じて3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月 水 金 土 日 祝日、年末年始を除きます

- 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
- 午前11時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)
- 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



【なごもっか】は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなしせきよ
0120-874-994

【なごもっか】公式Twitter @NagomokkaNagoya

「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくない
- 人に言えないイヤなことがある
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- 話を聞いてくれない
- ゆっくりする時間が欲しい
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- みんなと違うことはダメなの？
- 家でいられない
- 体罰された
- 嫌なこと言っちゃった
- 部活に行くのがつらい
- いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

なごもっかでの相談は調査相談員が対応し、子どもの権利擁護委員は相談・申立て等に基づいて調査・調整を行います。必要があれば、他の機関等に対し、対応を改めたり、制度を改善したりするように勧告等を行うこともあります。また、申立てがない場合でも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない制度や状況があることを知ったときには、自ら調査や勧告等を行う機能もっています。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

「どんなことができるかな？」
「どうして悩んでいるかな？」
「どうしたいかな？」

相談する

電話 FAX 会って 手紙

子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。
安心した。
解決 権利の回復 元気があった。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

(4) なごもんレター

料金受取人私郵便
名古屋東局
承認
1238

差出有効期間
2023年9月30日
まで
(切手不要)

4 6 1 - 8 7 9 0
7 3 4

名古屋市東区東校1丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

名古屋子ども権利相談室
なごもっか 行

〒461-8790

なごもっか

手紙相談

★名古屋子どもの権利相談室「なごもっか」は子どもの権利を守る相談室です。

★例えば…

- 「人に言えないイヤなことがある」
- 「家で自分の時間がない」
- 「このルール、おかしくない?」
- 「学校に行きたくないなあ」
- 「仲間に入れない」
- 「みんなとちがうのはだめなの?」

★気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えよう。

秘密は守ります。

※18歳未満(高校在学中の人も含く)は相談できます

子ども専用フリーダイヤル

はなしきくよ
0120-874-994

★お金がかかりません。公衆電話からなら、お金が戻ります。

★なごもっか公式Twitter
@NagomokkaNagoya

相談できる曜日と時間

月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時 (受付は6時半まで)	午前11時～午後7時 (受付は6時半まで)	午前11時～午後10時 (受付は9時半まで)	午前11時～午後10時 (受付は9時半まで)	午前11時～午後5時 (受付は4時半まで)	休	休

※祝日、年末年始を除きます

名古屋子どもの権利相談室
なごもっか

のりづけ ②

●手紙のおくりかた●

手紙をかいて、のりづけ①ののりをぬる

▼

のりづけ②と③ののりをぬる

▼

ポストにいれる

2023年9月30日まで
切手はいらないよ。

マスクトキラクター
なごもん

のりづけ ②

のりづけ ①

なごもっかからの返事は? (① ②の中から選んで○をつけてください。)

①手紙が欲しい	住所を書いてください。
なごもっかからの手紙と (□をベチエツクしてね)	<input type="checkbox"/> 分かってもらいたい <input type="checkbox"/> 分からないようにしてほしい
②電話が欲しい	電話番号
あなた以外が電話に出た時 (□をベチエツクしてね)	<input type="checkbox"/> なごもっかと名乗ってほしい <input type="checkbox"/> なごもっかと名乗らず電話を切りたい

のりづけ ①

のりづけ ①

困っていることや悩んでいることを相談してください。 **秘密は守ります**

ふりがな
名前
学校名

年 月 日

のりづけ ①

のりづけ ②

のりづけ ②

(5) 地下鉄中吊りポスター



子どもの皆さん！ 守られている？

- 話を聞いてくれない...
▶ 意見を言うことも子どもの権利です
- ゆっくりしたい 自分の時間がほしいな...
▶ 遊ぶこと、休むことも子どもの権利です
- 学校でも家でも感られてばかり...
▶ 安心して過ごせることも子どもの権利です

あなたの人生はあなたのもの
子どもは、大人とは別の人間です。

守られていないと思ったら

子どもの権利

名古屋子どもの権利相談室

なごもっか

電話で 会って 手紙で FAXで も相談できます

なごもっかは子どもの権利を守る相談室だよ。気軽に相談してね。「どうするといいか」を一緒に考えよう。

守っている？ 大人の皆さん！

- 子どもの意見を聞く機会を持っていますか？
▶ 意見を言うことも子どもの権利です
- 子どもが、のびのびと豊かに育つため、遊びや休息を確保していますか？
▶ 遊ぶこと、休むことも子どもの権利です
- 子どもが、安心して生活できる居場所を作っていますか？
▶ 安心して過ごせることも子どもの権利です

守っていないと思ったら

子どもの人生はその子のものだから
思いどおりにならないのが当然です。

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994**

相談受付時間
月・火・金 11:00~18:30
水 11:00~21:30
土 11:00~16:30
※祝日・年末年始を除く

FAX 052-211-8072
@NagomokkaNagoya

大人用電話番号 **052-211-8640**

(6) スクエアビジョン広告

子どもの権利をまもる相談室
なごもっか

人と違うことはダメなの？

家にいたくない

このルールおかしくない？

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

子どもの権利をまもる相談室
なごもっか

人と違うことはダメなの？

家にいたくない

人に言えない嫌なことがある

このルールおかしくない？

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

子どもの権利をまもる相談室
なごもっか

まずは相談してください

ひみつは、まもります

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994



VII シンポジウム・研修

1 『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム』への参加

子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して、『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム』が2002年度から毎年行われています。

2022（令和4）年度は令和5年2月11日～2月12日に兵庫県明石市で開催され、擁護委員と調査相談員が参加しました。第1分科会「子どもの相談・救済」において、擁護委員が基調報告を行いました。

また、3月9日にオンラインで開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に擁護委員と調査相談員が参加しました。調査相談員から「なごもっか」の取組みについて報告しました。

2 子ども応援委員会との意見交換会

10月28日、12月15日に「なごもっか」の活動について、関係機関により深く理解してもらうため、子ども応援委員会のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に、「なごもっか」の特徴や相談事例について説明するとともに、擁護委員と調査相談員が参加して意見交換を行いました。

3 外部研修

(1) 第49回全国児童養護問題研究会全国大会（オンライン）

日 時	2022（令和4）年6月23日（土）
主 催	全国児童養護問題研究会
テ ー マ	「子どもの最善の利益」を実現する生活づくり ～ いま、養護実践の専門性を問う ～
参 加 者	調査相談員2名

(2) 日本電話相談学会第35回大会（オンライン）

日 時	2022（令和4）年11月19日（土）～20日（日）
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	電話相談と性
参 加 者	19日：調査相談員2名 20日：調査相談員6名

4 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。

(1) 外部講師による研修（敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの）

日程	講師（所属等）	内容
12/6	杉岡 正典（名古屋大学 心の発達支援研究実践センター）	ゲートキーパー研修※

※健康福祉局所管「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を利用

(2) 擁護委員による研修

擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、新規の調査相談員に対し、擁護委員が交代で新人研修を実施しました。

なごもっか 子どもの権利相談室をのぞいてみよう！

相談できる曜日と時間

- 月・火・金 11:00 ~ 19:00
- 木 11:00 ~ 22:00
- 土 11:00 ~ 17:00

(受付は終了30分前まで)

子どもの専用フリーダイヤル
0120-874-994



窓から、オアシス 21 と
テレビ塔が見えるよ。



絵本やマンガ、子どもの権利の本やカード、オセロや将棋、ブロック、おりがみなどがあるよ。



面談室 1

情報コーナー
カウンター

プレイコーナー
本



かべに大きなホワイトボードがあるよ。「書き」「描き」しながら相談もできるよ！

ここに「相談員」がいます
電話、ファックス、手紙、会って、いろいろな方法で相談できます。
連絡待っています。

面談室 2
広いから、お友達と一緒に来てもお話できるよ。



うまく話せなくてもいいよ!!
あなたの気持ちを聞かせて。
ゆっくりお話を聞きます。

あなたの味方だよ!



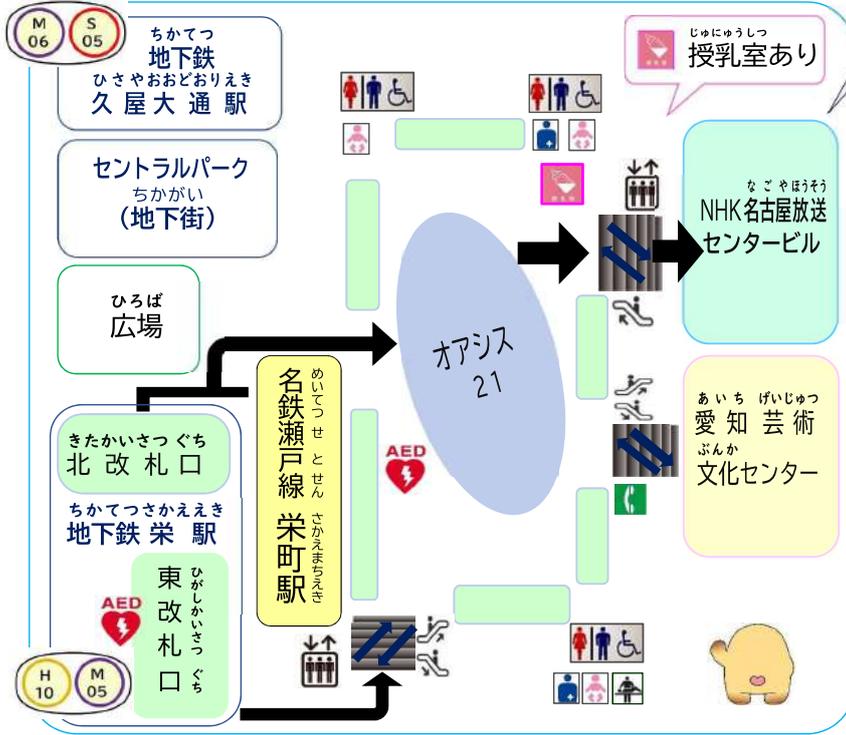
名前や学校名は言わなくてもいいよ。

どうしたいかな?
どうしたらいいかな?
一人一人解決方法がちがうから、あなたの気持ちを聞いて、あなたにとって一番いいことは何かを一緒に考えます。
お話するだけでもいいよ。

さかええき・ひさやおどおりえき い かつ
栄駅・久屋大通駅から、なごもっか への行き方

なごやほうそう かい
NHK名古屋放送センタービル6階にあります。

ちかがい ちしょう で い
地下街から地上に出ないで行けるよ。



なごやほうそう
NHK名古屋放送センタービル

かい 6階 かくかい (各階)			
たもくてき 多目的トイレは以下の階にあります。			
かい 21階			
かい 1階			
ちか B2階			

にしでりくちふきん
西出入口付近
AED

き さくひん
なごもっか に来てくれた みんなの作品

はなし か
**お話ししながら書いたり
 つく さくひん
 作ったりしてくれた作品だよ。**



沢山 話をきいてくださり
 ありがとうございます。
 私は人を助けられる人
 になりたいです。



そうだん
相談してくれたみんなの声より



うれしいことがあった。
どんなことがあったか
聞いてほしい。

たいへん ひと ほか
大変な人は他にもいるかも
だけど、自分も大変だから
お話ししたい。

すっきりした。

いま はな あんしん
今、話して安心したけど、
てんわ き かな
電話を切ったら悲しくなる
かもしれない。

あ はなし
会って話したい。

がっこう い
学校に行きたいけど、
い
行けない。

ほか ひと い
他の人には言いづらい。
ここだけの話だけ
聞いて。

ゆうき
勇気をだして
てんわ
電話してよかった。

ざんねん
残念なことがあった。
き
聞いてほしい。

わかってもらえてよかった。

こま そうだん
困ったときに相談できて
よかった。
てんわ
また電話します。

ひとり じかん
一人の時間、たくさん
なや かんが
悩んで考えている。

がっこう はな じかん
学校と話して、時間がかかったけど
きも おつ
気持ちが落ち着いた。

また、お話ししたい。

そうだん おとな こえ
相談をしてくれた大人の声より

- こ はなし ひとり おも じぶん はなし
・子どもが話を一人でできると思っていなかった。自分で話ができただんですね。
- こ おも じぶん
・子どものためだと思ってきたけど、自分がこだわっていたこともあることがわかった。
- しょうらい しんぱい い こ ちゅうしん かんが
・将来のことが心配で「～しなければいけない」と言っていた。子ども中心に考えたら、
いま こ すがた み
今の子どもの姿が見えてきた。
- ひとり かか がっこう たいおう かた に きも よゆう こ いっしょ
・一人で抱えていた学校との対応について肩の荷がおりた。気持ちに余裕ができて子どもと一緒に
かんが
考えられるようになった。



なごもっかに相談したらどうなるの？ ①

※ 実際の相談について
記載したものではありません

◆お母さんに気持ちをわかってもらえた◆

 : なごもっか相談員

てんわ 電話

子

お母さんに「スイミングを習え」って言われている。「いやだ」って言えない。どうしよう。

母

お母さんと一緒に“なごもっか”に来て、話し合ってみたらどうかな？

こめんだん 子面談

子

スイミングに行くと、友だちと遊ぶ時間がなくなる。スイミングより遊びたい。仲良しの友だちが大事。泳ぐのは学校で教わればい。

おやめんだん 親面談

母

まわりには習いごとをしている友だちが多い。泳げなくて恥ずかしいのは子ども自身だ。体を強くするためにスイミングをやらせたい。

子

遊ぶことは大切なこと。子どもは自分の気持ちを聞いてもらうことができるんだよ。“なごもっか”と一緒にお母さんに伝えることもできるよ。

母

子どもには、自分の気持ちを聞いてもらう、遊ぶ、ゆっくり休む権利がある。子どもの気持ちを大切に、どうするかを決められるといいですね。

子

お母さんに一緒に伝えてほしいな。

母

子どもの気持ちを聞いてみます。

こ おや めんだん 子と親の面談

子

子どもから、お母さんに気持ちを伝えた。

母

そう思っていたんだね。

子

言いたいこと言えたかな。

母

子どもが、友だちとの時間を大切にしていることは素敵なことだ。子どもが学校で学ぼうとしていることも分かり、私が先走りすぎていたなどと気付いた。

こ おや めんだん 子と親の面談

子

お母さんがしっかり話を聞いてくれた。自分の気持ちを言えてスッキリした。

母

子どもが、友だちとの時間を大切にしていることは素敵なことだ。子どもが学校で学ぼうとしていることも分かり、私が先走りすぎていたなどと気付いた。

こ おや めんだん 子と親の面談

これからも、子どもの権利を大切に、親子でお互いの気持ちを伝えあって理解できるといいですね。

【関係する権利】

こま 困ったときには
相談できること。

じぶん かんが じゆう
自分の考えを自由にもち
ひょうげん 表現できること。

あそ 遊ぶこと。
さまざま ひと
様々な人とふれあうこと。

じぶん いけん
自分の意見が
たいせつ 大切にされること。

あんぜん あんしん
安全に安心して
いきなり 生きる権利

ひとりひとり
一人一人が
たいせつ 大切にされる権利

のびのびと
ゆた 豊かに育つ権利

しゆたいてき
主体的に
さんか 参加する権利

なごもっかに相談したらどうなるの？ ②

※ 実際の相談について
記載したものではありません

◆学校に行きたくない気持ちになった◆

☎ : 相談者 🐼 : なごもっか相談員

- ☎ **学校に行かないといけないのですか？**
- ☎ **う～ん。親は「行け」っていうし、先生も「休まないでね」っていう。**
- ☎ **うん。だけど、最近行きたくない。**
- ☎ **何となく。つまらないっていうか、疲れるっていうか。やる気がでないんだ。**
- ☎ **そうかあ。休んでもいいんだね。安心した。無理して行かなくていいって思ったら、楽になった。**

- 🐼 **あなたは「行かないといけない」って思うのかな？**
- 🐼 **親も先生も学校に行くように言うんだね。**
- 🐼 **行きたくないんだね。何でだろう。**
- 🐼 **やる気がでないときってあるよね。子どもの権利の中には、ゆっくり休むこともあるんだ。どうしてもやる気がでないときは、ゆっくり休んで心にも体にも力をためることが大切かもしれないね。**



【関係する権利】

安全に安心して生きる権利
ひとりひとり一人一人が尊重される権利
のびのびと豊かに育つ権利
主体的に参加する権利

なごもっか ができること

<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、だれでも「申立て」をすることができます。「申立て」があったら、権利擁護委員が調査し、必要であれば調整をします。

※「申立て」がなくても相談にかかわる情報収集等の調整活動を行うことができます。

<発意>

相談や申立てがなくても、子どもの権利侵害があると思われる場合に、権利擁護委員の意思で調査や調整をします。これを「発意」といいます。

<勧告・要請>

調査や調整の結果、権利侵害があれば、権利を回復するために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めます。

なごもっかに相談したらどうなるの？ ③

◆ 意見を言って、学校が対応してくれた ◆



：なごもっか相談員

てんわ 電話



担任の先生が、クラスみんなに平等に接してくれない。のんびりした子は先生に注意されても、早く対応できなくて怒られている。見ているぼくたちもつらい。他のみんなも先生の対応を見直してほしいって言っている。

そうなんだ。怒られている子を見ているとつらいんだ。平等に接してほしいって思っているんだね。



自分たちだけで話せるかな。友だちと先生に話してみようかな。

そう思っていることは、先生に話してみた？



めんだん 面談

子 なごもっか



自分たちだけでは、先生に怒られそうで、どうしても言えなかった。



のんびりした子は、その子なりにできているから、みんなの前で怒らないでほしい。みんな平等にやさしく接してほしい。友だちもそう言っている。

あなたたちの気持ちを先生に伝えるために、一緒に行って手伝うこともできるよ。



“なごもっか”に一緒に行ってほしい。先生に話すのを手伝ってほしい。

じゃあ、どんな話を、どう伝えていくのか、擁護委員とも相談しながら、整理してみよう。



子・擁護委員・相談員と面談で話を整理した。

※何回か面談することがあります。

がっこうほうもん 学校訪問



先生がのんびりした子を怒ると、見ているぼくたちがつらい。平等にやさしく接してほしい。

話を聞いて、つらい気持ちがわかった。その子にきつく怒りすぎていたかもしれない。これからは、指導の仕方を考えていきたい。



先生

こどもとの振り返りの面談



自分の言葉で、勇気をだして先生に話すことができてよかった。先生も最近、変わってきたように感じる。また、不安なことや心配なこと、困ったことがあったら、“なごもっか”に相談します。

【関係する権利】

- 安全に安心して生きる権利
- 一人一人が尊重される権利
- のびのびと豊かに育つ権利
- 主体的に参加する権利

なごもっかに相談したらどうなるの？ ④

※ 実際の相談について
記載したものではありません

◆ 仲間をつくって行動できた ◆



なごもっか相談員

てんわ 電話

(子1) バレーボール部に入った。コーチは「自分たちで練習をするように」と言う。コーチからルールなどを教えてもらいたい。

(子2) 私も、コーチに教えてもらいたい。

(子1) コーチに言ってみたけど、変わらない。コーチはその場において、見ているだけだ。

(子2) 友だちに聞いても、よくわからないことがある。コーチから教えてもらいたい。

そうなんだね。コーチは何をしているの？コーチにどうしてもらいたいのかな？

そう思うんだね。自分の意見を言って、大人に聞いてもらうことは、大切な子どもの権利だよ。勇気がいると思うけど、2人で話をすることはできそうかな？

てんわ 電話

(子1) 2人で、コーチに「教えてほしい」って言ってみたけど、変わらない。どうしたらいい？

(子2) まわりの子も「コーチに教えてほしい」って言っている。その子たちと、一緒に考えてみようかな。

(子1) そうだ。校長先生なら話をきいてくれるかも。みんなで話しかけてみる。

(子2) はい、やってみます。

コーチは変わらないんだね。他のメンバーは何て言っている？

身近に力になってくれそうな大人はいるかな？

まわりの子と一緒に考えて、校長先生にみんなで話してみようと思っているんだね。

やってみてどうだったか教えてね。うまくいかなかったら、また一緒に考えようね。

てんわ 電話

(子1) 友だち5人で校長先生と話をした。「まずは、君たちでコーチと話合ってみて、それでもダメだったら校長先生が言う」って言ってくれた。

(子2) ありがとうございます。

【関係する権利】
 安全に安心して生きる権利
 一人一人が尊重される権利
 のびのびと豊かに育つ権利
 主体的に参加する権利

◆ 他にもこんな相談がありました ◆

- 好きな子とクラスが分かれて、寂しい。
- お母さんに怒られちゃった。
- 先生が怖い。気持ちが言えない。
- 友だちに嫌がらせをされた。
- パパとママがほめてくれない。
- 校則に納得がいけない。

- 風邪で休んでいたら学校に行きたくなくなった。
- 転校してきた。なかなか友だちができない。
- みんなにどう見られているか気になる。
- 生きている意味がわからない。
- 友だちとけんかしちゃった。
- 進路を親に反対される。



そうだしつ
相談室ってどんなところ？ こんなところ！
～ よくある質問 ～



Q：相談したことを親や先生に言わないですか？ 知られたりしないですか？

➡ A：秘密は守ります。あなたが「いいよ」と言わないことは、親や先生には言いません。
一人一人解決方法が違うから、あなたにとって一番良い方法をあなたと一緒に考えていきます。



Q：“なごもっか”に一人で話をするのは不安です。かわりに大人に電話をしてもらってもいいですか？

➡ A：自分でお話するのが不安なら、まず、大人から先に説明をしてもらって、あなたのお話をあとから聞くこともできます。あなたの気持ちを直接聞くことを、大事にしたいです。

Q：面談に、お友だちや大人と一緒にいってもいいですか？

➡ A：一人で話するのが心配なら、まずは、一緒にお話を聞きます。
でも、考え方や気持ちは一人一人違うので、慣れてきたら、お友だちや大人と離れて、聞かせてもらえるといいなと思います。

Q：電話で話を聞いてくれるのは誰？ 擁護委員(※1)と相談員(※2)のちがいで何ですか？

➡ A：まず相談員(※2)が、あなたのお話を聞きます。
擁護委員(※1)は、あなたのお話について一緒に考えたり、いろいろな人に協力をお願いする人です。



Q：すぐに学校に話をしたりしてくれますか？

➡ A：「どうなるといいか」をあなたと一緒に考えるので、時間がかかることもあります。
学校にお話する前には、擁護委員(※1)もあなたからお話を聞いて「どうなるといいか」を一緒に考えます。

Q：はじめて行くところなので、トイレ  がどこにあるのか不安です。

➡ A：“なごもっか”のあるNHKビルには、どの階にもトイレ  があります。
誰でも使えるトイレ『多目的トイレ』  はB2階、1階、21階にあります。

Q：一人で面談に行ってもいいですか？

➡ A：一人で来るときには、安全に気を付けて来てくださいね。
あなたが不安なときは、誰か信頼できる人と一緒に来て、待っていてもらうこともできます（きょうだいも一緒なら、プレイコーナーで保護者と待つこともできます）。



【注】

※1 擁護委員：子どもの権利擁護委員
※2 相談員：子どもの権利擁護調査相談員

0120-874-994
はなしきくよ



活動状況の公表と擁護委員制度の理解

半田勝久（名古屋市子どもの権利擁護機関参与）

擁護委員の活動状況については、擁護委員条例によって、「市長に報告するとともに、公表するものとする。」（第19条）と定められています。毎年度の『活動報告書』がこの公表にあたります。ここから（1）制度設計（理念、法制度、独立性確保の工夫等）、（2）条例に基づく職務の遂行状況、（3）活動から見えてきた課題・展望、（4）制度の質保証・向上に向けた取組みなどについて、理解することができます。擁護委員の活動は、独立性が尊重されているため、分かりやすく公表することで、活動の信頼性を高めていく工夫がなされています。

（1）制度設計（理念、法制度、独立性確保の工夫等）

報告書の「Ⅰ 子どもの権利擁護委員制度」「Ⅱ なごや子どもの権利条例」からは、子どもの権利擁護委員制度の理念、歴史、位置づけなどについて理解することができます。同制度は、国連・子どもの権利条約の理念に基づき、独立した立場で子どもの権利が守られているかを監視する役割を担っています。

名古屋市においては、2020（令和2）年に「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改め、擁護委員条例と両輪で、条約の理念を実現しようとしています。

名古屋市は、2022（令和4）年5月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を取りまとめました。子どもの参画の一つの形として「てつなぎなごもんず」の活動を始めたことは、「なごもっか」の運営や活動に子どもの意見を反映させることにつながります。

「Ⅸ 資料編」は、子どもの権利に関する世界・国の動きと名古屋市の動きが簡潔にまとめられており、子どもの権利に関する関連法を確認でき、「なごもっか」の歴史を紐解くことができます。

（2）条例に基づく職務の遂行状況

擁護委員は、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」（第1条）という目的を達成するために、「（1）子どもの権利侵害に関する相談に応じること」「（2）子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと」「（3）勧告、要請等の内容を公表すること」「（4）子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」の職務を行うと規定されています（第3条）。

報告書では、この4つの職務に沿って、活動状況がまとめられています。「Ⅲ 相談・調査・調整等の状況」からは、全相談のうち不明を除く約6割の相談で、子どもとつながることができていることが分かります。相談対象の子どもの学齢や主訴、曜日別、時間帯別、相談の所要時間などについての分析は、制度運営や広報・啓発のあり方について検証するうえで必要な項目となります。

「Ⅲ 3 申立て・自己の発意の状況」及び「Ⅴ 勧告・要請及び制度改善のための提言等」の「1 勧告・要請」は、申立てに関する調査（第13条第1項）、自己の発意に基づく調査（同2項）、調査のための関係機関等への情報収集等（同4・5項）、調整（同条第7項）、市の機関への勧告（第15条第1項）、市の機関以外への要請（同条第2項）、それらの内容の公表（第18条）他、第13条から第18条に規定された事項の状況について記載されています。これらは子どもの権利侵害に関する申立てや自己の発意に基づき、どのような活動をしたのかについて知る重要な項目です。公表に関しては子どもの最善の利益や当該機関等の運営等に関する観点から慎重に判断していることも分かります。これらから、子どもに関わる機関においてどのような問題が生じ、その問題に対して擁護委員がどのような要請を行ったか把握することができます。本報

告書には、要請に対して当該機関に対し是正等の措置の状況について報告を求めたこと、報告を受けたのちも当該機関や同種の機関において子どもの権利保障が十分になされているか注視していく考えが示されており、「報告」（第16条）に関する職務をどのように遂行しているか理解することができます。

「V 2 「生徒指導提要改訂版についての所見」の提出・発表」においては、2021（令和3）年度の「生徒指導提要の改訂に関する意見書」に関連し、あらたに提出した「生徒指導提要改訂版についての所見」が掲載されています。相談から見えてきた課題を通じて、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」という設置目的（第1条）を踏まえ、擁護委員がどのように子どもにやさしいまちを具現化しようとしているのかその姿勢をうかがいすることができます。

「VI 広報・啓発活動」では、「なごもっか」の広報活動と子どもの権利に関する普及啓発活動について記載されています。大人や子どもが「なごもっか」の活動を知り、子どもの権利を活用できるようになるために、どのような広報活動や普及啓発活動を行っているか記されています。第33回愛知サマーセミナー（7月16日）、名古屋市子どもの権利セミナー&なごもっか活動報告会（10月29日）では、市民向けの活動報告が行われています。

（3）活動から見えてきた課題・展望

「III 4 特に注目すべき相談」は、国の統計や調査結果、ニュースなど話題になっている事項も踏まえ、年間の相談を通じて、擁護委員が特に注目した案件について、項目を立てながら検討・分析がされています。本年度は、「不登校」「不適切と思われる指導」「特別支援教育」「児童相談所・一時保護所に関する相談」を取り上げています。相談の趣旨、問題の所在、子どもが置かれている現状、子どもの権利の視点からの課題、改善等に向けての展望などについて述べられています。

「IV 相談から見えてきた課題」は、「教員不足問題と子どもの権利」について言及しています。近年、我が国においても教育政策上の課題となっており、発意前情報収集等の活動として調査・分析を行ったことをもとに、国の実態調査や名古屋市の現状を踏まえ、教員不足の原因とそれを解消する教育制度設計のあり方について検討しています。

本報告書では、コラムが2つ掲載されています。このコラムには、「なごもっか」の活動から見えてきた大人の子ども観、子どもから直接話を聴くことを大切にしている理由、子どもの権利を守る文化及び社会の考え方、関係機関等との対話を大切にしている意味などについて述べられています。擁護委員や調査相談員が活動を通じて感じてきた素直な気持ちが表現されています。

（4）制度の質保証・向上に向けた取組みなどについて

「VII シンポジウム・研修」では、擁護委員や調査相談員の研修などについて記されています。「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムやその開催に伴う「子どもの相談・救済に関する関係者会議」は、全国の子ども条例に基づく子どもの権利擁護機関に関わる人たちの研修の場となっており、「なごもっか」からも参加しています。

併せて、制度の質保証・向上に向け、どのような外部・内部研修が行われているのかも分かります。

参与として、運営調整会議の議事録の確認、擁護委員や事務局職員からの聞き取り、事務局の企画立案に対する助言などを行うとともに、市長への活動報告会や第33回愛知サマーセミナーへの参加を通じて、随時関係資料の確認や事務局への助言を行うなどして、「なごもっか」の独立性について適正な運用が図られてきたことを確認しています。

IX 資料編 「なごもっか」の沿革

年 月	世界・国の動き	本市の動き
1989 (平成元年)	11月 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)採択【毎年11月20日世界こどもの日】	
1994 (平成6年)	4月 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)日本が批准	
2006 (平成18年)	4月	次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むため、「子ども青少年局」を設置
2008 (平成20年)	4月	なごや子ども条例 施行
2010 (平成22年)	4月 子ども・若者育成支援推進法 ^{*1} 施行	
2014 (平成26年)	1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ^{*2} 施行	
2016 (平成28年)	6月 児童福祉法等の一部を改正する法律 公布 ^{*3}	
2017 (平成29年)	2月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 ^{*4} 施行	
2018 (平成30年)	10月	なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領
2019 (平成31年)	3月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例 公布
2019 (令和元年)	11月	なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
	12月 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 ^{*5} 施行	
2020 (令和2年)	1月	
	4月	なごや子ども条例をなごや子どもの権利条例に改正
	7月	
2021 (令和3年)	2月	
	8月	
	9月	
2022 (令和4年)	5月	市職員を対象とした「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」取りまとめ
	7月	
	10月	
	10月	
2023 (令和5年)	1月	
	4月 こども基本法 施行 こども家庭庁 創設	

なごもっかの活動



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 開設

「なごもっか」のマスコットキャラクター決定

「なごもっか」のマスコットキャラクター「なごもん」の名前決定

なごや子どもの権利条例 子ども解説ワークショップを実施

名古屋市子どもの権利擁護委員が、文科大臣と生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員に宛てに「生徒指導提要の改訂に関する意見書」を提出

子どもの権利擁護機関における相談時間の一部延長を開始

子どもだけの「なごもっか」と一緒に活動するチーム「てつなぎなごもんず」 発足

名古屋市子どもの権利セミナー&なごもっか活動報告会 開催

名古屋市子どもの権利擁護委員が、文部科学大臣宛てに「生徒指導提要改訂版についての所見」を提出

※1 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

※2 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

※5 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではなくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子ども

に関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（実施状況等の公表等）

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（なごや子ども・子育て支援協議会）

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年規則第 117 号で平成 20 年 9 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和 33 年名古屋市条例第 20 号)は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 60 号) 第 2 条

(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号) 第 2 条の表

(3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年名古屋市条例第 100 号) 第 2 条の表

(4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 30 年名古屋市条例第 8 号) 第 3 条

(5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号) 第 2 条の表

(6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 59 号) 第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成 31 年 3 月 27 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員は、第 1 条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4 条 委員の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5 条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6 条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令 4 条例 17・一部改正)

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、

調査を行わなければならない。

- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を

付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

- 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。
- 3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。
- 4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

- 2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
(令和元年規則第 25 号で第 1 条から第 9 条まで及び第 20 条の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行)
(令和 2 年規則第 1 号で第 10 条から第 19 条まで及び附則第 2 項の規定は、令和 2 年 1 月 14 日から施行)

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和 4 年条例第 17 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和 2年 1月10日
名古屋市規則第 2号

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第 2条 条例第12条第 1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第 3条 委員は、条例第13条第 4項又は第 5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第 2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第 4条 条例第15条第 1項の規定による勧告は勧告書（第 3号様式）により、条例第17条第 2項の規定による再勧告は再勧告書（第 4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第 2項の規定による要請は要請書（第 5号様式）により、条例第17条第 3項の規定による再要請は再要請書（第 6号様式）により行うものとする。

(公表)

第 5条 条例第18条第 1項又は第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

附 則

この規則は、令和 2年 1月14日から施行する。

第 1号様式 (第 2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書 (宛先) 名古屋子ども権利擁護委員 申立人 住所 氏名 電話番号 名古屋子ども権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。		年 月 日
住所 氏名 生年月日 申立人との関係	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
侵害を受けたとされる者	侵害をしたとされる者	
事案の概要	申立ての内容	
その他参考となる事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式 (第 3条関係)

調査実施通知書 住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 名古屋子ども権利擁護委員条例施行細則第 3条の規定により、次のとおり通知します。		年 月 日
申立ての概要	調査の内容	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第3号様式（第4条関係）

所在地 名称 代表者氏名	再勧告書 名古屋市子どもの権利擁護委員 印	第 号 年 月 日
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第1項の規定により、次のとおり勧告します。		
勧告の内容		
勧告の理由		

注 条例第18条第1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第4号様式（第4条関係）

所在地 名称 代表者氏名	再勧告書 名古屋市子どもの権利擁護委員 印	第 号 年 月 日
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告します。		
再勧告の内容		
再勧告の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式 (第 4条関係)

要請書 住所氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 印	第 号 年 月 日
名古屋子ども権利擁護委員条例第15条第 2項の規定により、次のとおり要請します。	
要請の内容	
要請の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6号様式 (第 4条関係)

再要請書 住所氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 印	第 号 年 月 日
名古屋子ども権利擁護委員条例第17条第 3項の規定により、次のとおり再要請します。	
再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

【「なごもっか」までのアクセス】

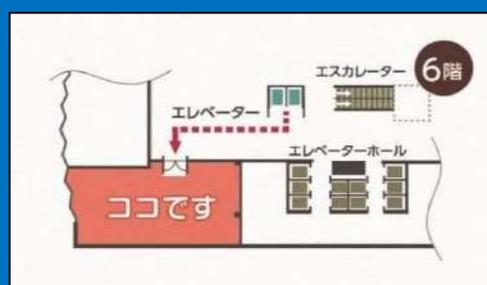
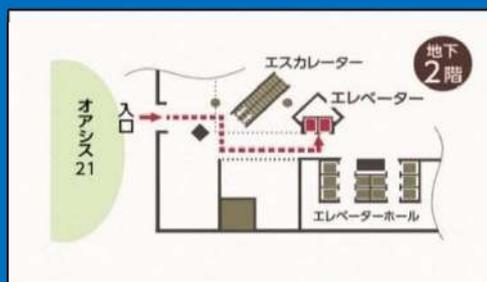
地下鉄東山線・名城線「栄」駅
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス21 経由 徒歩3分

駅からの地下を使ったアクセス方法

- ・栄駅からオアシス21「銀河の広場」に出ます。
- ・広場をはさんで栄駅と反対側の方向に進むと、NHK名古屋放送センタービルにつながる通路があります。
- ・通路を通りぬけると、NHK名古屋放送センタービルの地下2階に到着します。

オアシス21を通り、NHK名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで6階へお上がりください。



【「なごもっか」 相談専用電話】

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994**

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○ウェブサイト

○公式ツイッター



@NagomokkaNagoya



2022 (令和4) 年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書

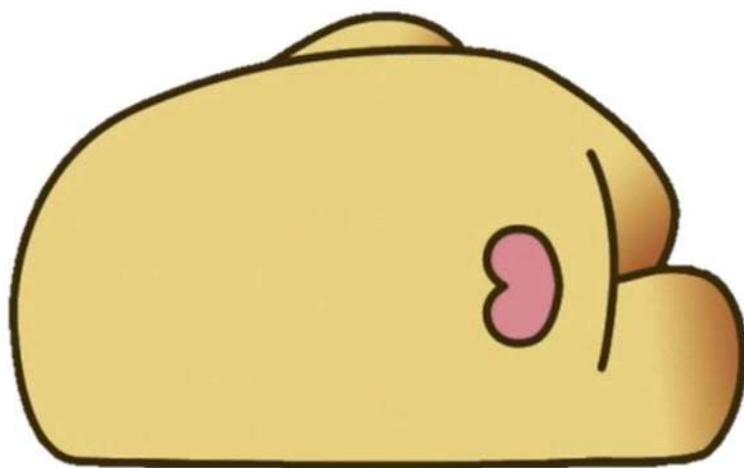
発行：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住所：〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル6階

電話：052-211-8071 (事務局)

FAX：052-211-8072



この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。